

平成30年第1回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成30年3月6日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成30年3月7日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席委員(0名)

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄

民生部次長	時光良弘
建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪
会計課長	光本琴音

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村伸一
議会事務局書記	永谷望

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1号 くまの・こども夢プラザの設置及び管理等に関する条例案  
について

日程第 3 議案第 2号 熊野団地防災センターの設置及び管理等に関する条例案に  
ついて

日程第 4 議案第 3号 西部ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案について

日程第 5 議案第 4号 熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準等を定める条例案について

- 日程第 6 議案第 5 号 所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案  
について
- 日程第 7 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 7 号 熊野町手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 8 号 重度心身障害者医療費支給条例及び熊野町後期高齢者医療  
に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 9 号 熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 10 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につい  
て
- 日程第 12 議案第 11 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 12 号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運  
営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 13 号 熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設  
備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案に  
ついて
- 日程第 15 議案第 14 号 熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並  
びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な  
方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に  
ついて
- 日程第 16 議案第 15 号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条  
例の一部を改正する条例案について
- 日程第 17 議案第 16 号 熊野筆特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案につ  
いて
- 日程第 18 議案第 17 号 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案に  
ついて
- 日程第 19 議案第 18 号 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を  
定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 20 議案第 19 号 町道の路線認定について

- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 熊野町指定金融機関の指定について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 熊野町教育委員会教育長の任命の同意について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第  
3 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）に  
ついて
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算につい  
て
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 日程第 3 6 選挙第 1 号 熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙について

~~~~~

9 . 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、昨日に  
引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 1、一般質問を行います。

初めに、2番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） おはようございます。2番、竹爪憲吾です。今回、私は、熊野町の空き家の現状と対策について質問いたします。

他の市町村において、空き家の老朽化により近隣住民の安全を脅かすような被害が発生するおそれがあるとの報道があります。例えば、老朽化によって家屋からの落下物が道路や近隣の家へといった危険や、放置されている庭の草木が道路へ出て通行に邪魔になったなど、年々管理されていない空き家がふえていることでさまざまな危険や迷惑が周辺に影響を及ぼしているようです。

我が熊野町においても、最近、道路に壁などが崩落して、近隣の住民の方が不安になって通報されるということもありました。また、住民の方々との意見交流会では、空き家の茂った雑草が枯れていて、もし、たばこのポイ捨てでもあれば火災の危険があると不安の声もありました。

このようなことから、今の空き家の現状を把握して、住民に危険が及ばないような対策はとられているか伺いたいと思います。

まず、第1に、空き家の現状は把握できているか。件数、その所有者、またその空き家の状態について。

2番目に、空き家に対する周辺の苦情などはどのような状況か。

3番目に、空き家に対する対策はどのように考えられていますか。

3点の答弁を求めます。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 竹爪議員の熊野町の空き家の現状と対策についての御質問にお答えいたします。

近年、全国で適正に管理されていない空き家がさまざまな問題を引き起こしていることにかんがみ、平成27年に、それに対する施策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。これを受け、本町では空き家の実態を把握し、空き家への対応を検討するため、関係各課の担当者による空家対策検討会を設け検討をしてまいったところでございます。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 竹爪議員の熊野町の空き家の現状と対策はの御質問に詳細にお答えします。

まず、1点目の空き家の現状でございますが、平成26年度に第1次調査として業務委託により町内全体の住宅を対象に、空き家もしくは空き家と思われる住宅を抽出する調査を実施しました。これに引き続き、平成27年度に第2次調査といたしまして、職員により抽出もれの有無の調査及び抽出した空き家の現地調査を行い、目視により空き家の状態の確認を行いました。

この結果、町内の空き家数は330戸、このうち管理不足の空き家は171戸となっています。管理不足の空き家のうち、外から見る限り、庭の植木や雑草が茂っているなど、建物自体に異常のない空き家が137戸で、建物に何らかの損傷がある空き家が30戸、損傷が著しい建物は4戸にとどまっています。

次に2点目、空き家に対する苦情でございますが、近隣からの庭木や草に対するものが、これまでに8件、建物の景観に関するものが2件ございました。いずれも所有者等に対し、手紙等で連絡し対応をお願いしております。

なお、所有者については、空家等対策の推進に関する特別措置法により税情報を活用し納税義務者を短期間で調査できることから、現在のところ把握しておりません。

最後に空き家対策についてですが、総務部、民生部、建設部で構成する空家対策検討会でこれまで固定資産税の特例解除や空き家の活用方法など検討してまいりましたが、本町では、まだ、空家が深刻な問題になっていないことから、現在のところは、空き家を適正管理していただくよう啓発に努め、今後、状況を見ながら空家条例や活用策を盛り込んだ空家対策計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 今の答弁によると、平成27年度の調査ということですが、私にとって

は年々増加していると思われます。早急な次の調査が必要と思ひますが、その予定はありますか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 空き家の実態というのは、日々変わっておるような状況でございます。本町では、平成27年に調査を実施いたしまして、その後2年が経過しておるところでございます。その間、建築確認や除却届けというので加除はしてまいりましたけれども、十分ではございません。空き家のデータというのは、やっぱり最新のものを持っておくのが一番重要だと考えております。

他の市町の状況を見ますと、3年から5年の間隔で委託によって見直しているようでございます。本町におきましても、2年後ぐらいを目途に再調査をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） できるため、早目の実施をお願いしたいと思います。

続いて、苦情に対してでございますが、手紙などで対応をお願いしたとありましたが、その結果はどのように対応していただけたか把握してありますか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） これまでの空き家に対する苦情でございますけれども、先ほどの答弁の中でもございましたように、合わせて10件ほどございました。所有者、または納税義務者対しまして、適正な管理をお願いする手紙を出しているところでございますが、やっぱり庭木や草に対する苦情がほとんどでございますので、ほとんどの方に一応対応はしていただいております。しかしながら、数件やっぱり対応していただけないケースがございますので、その方には今後も対応していただくようお願いを続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） これからも、しっかり対応していただきたいと私は思っております。

そして、熊野町では深刻な問題にはなっていないとありますという発言があったんですが、これからはどんどん深刻になるのではないかなと私は思っております。

それで、空き家対策計画のことでございますが、策定を検討とありましたので、住宅建築で子育て助成金が定住のために利用されているように、家屋を活用して、若い人たちに住んでいただくためのリフォームに助成金を設けるなどの対策も考えていただきたいと思うのですが、そのような方向性についてどのように思われていますか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 空き家対策でございますけれども、まず、建築物の所有者が不良建築とならないように適切に管理していくことが重要で、相続や登記、それから敷地、建物の適正管理をしていただくように啓発していくことが必要と考えております。

やむを得ず管理できない場合には、健全な建物であれば、売却、それから賃貸などの活用、そうでないものは解体、除却というようなものを所有者みずから行っていただくのが基本でございます。それを踏まえた上で、それをサポートする施策、例えば相談窓口の設置とか空き家バンクの設置、それから活用に対する補助などが考えられると思います。リフォームに対する補助もその一環と考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） もう少し発展させてお話をさせていただくと、空き家の調査に空き店舗は含まれていないと思うのですが、平成27年に商工会で調査をした空き店舗は中央地域だけでも14店舗、西部地域7店舗と聞いております。放置すると、空き店舗も年々老朽化して、活用できなくなり危険も生じてくると思われれます。

例えば、こちらに対しては、リノベーションや当面の家賃に助成金を出す計画を立てていただき、町内外からの起業者を募集するなど、空き店舗を活用する対策を考えていただけないかと思うのですが、どのような考えをお持ちでしょうか。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 熊野町におけます空き店舗の状況でございますが、平成26年商業統計調査によりますと、155店舗が商店数として挙がっております。平成9年の202店舗に比べますと50店舗近く減少しているという現状がございます。

店舗閉店後につきましては、そのまま空き店舗となるというケースも見受けられまして、商店街等での買い物が困難になっているという状況が伺えます。

高齢化が進む中、御近所で買い物をできるという環境は非常に大事なものであると考えておりますので、商工会、地元商店街等の意向を伺いながら、今後、支援策につきましては、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 今まで答弁していただいたことも含めるんですが、さまざまな空き家対策を計画をしていただきたいんですけど、これには予算が伴います。そういうことも踏まえながら、早目の実施をお願いしたい。

昨日からいろんな団地でもお店がないということもありますけど、やはり、これ以上各店舗が少なくなるのは、私たちにとっても随分さみしいような思いがあります。そのためにも、そういうことを早目の実施をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

4番（諏訪本） おはようございます。4番の諏訪本でございます。本日は、熊野町の防災計画に関連して、二つの質問をお願いしたいというように思っております。

私が、平成25年度以降の5年間で、防災関係の一般質問数を数えましたところ17件ありました。いかに住民への安心安全ということが重要な課題であるかということを変更して認識しました。

また、間もなく東日本の大震災から7年が経過する中で、私もボランティア活動の経験などから、本日は被災者の声を生かした住民目線での質問をしたいというように思っております。これまで多くの議員の方々が質問をされてこられました内容とは、できるだけ異なる内容で質問したいというように思っております。

最初に、防災計画における避難所のあり方について質問をします。

このたび、二つ目の一時避難所、待避所という言い方もされておりますけども、間もなくこれが完成しますけども、今後も設置を続けるのか。これは全協で聞いておりますけども、この場でお聞きしたいというように思います。

それから、待避所を住民へ周知することや、その待避所の維持管理についてお聞きしたいと。また、ハザードマップにある13カ所の避難所と、それから一時待避所と異なりますか、一時避難所や自治会館、こういったところの区別、あるいは、その役割分担ですね。こういったところをお尋ねしたいというように思っております。

二つ目の質問は、災害時の避難行動等の指揮命令系統について伺いたいと思います。

基本的には、町の災害対策本部の組織に基づいて町のほうは対応されるというように思いますけども、災害直後の混乱した状況下でどのように対処し、どのように指揮するかということは大事なことだろうと思っております。防災計画にもあります自主防災組織の育成、指導について、また、それに関連する住民の郷土愛護、隣保協同の精神の涵養について質問をしたいと思います。

以上、防災関係でございますけども、よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 諏訪本議員の二つの御質問、防災計画における避難所のあり方についてと災害時の避難行動等の指揮系統についての御質問にお答えします。

まず、1番目の防災計画における避難所のあり方についてでございますが、今回設置する熊野団地防災センターは、熊野団地地区都市再生整備計画事業において、地域の防災活動やコミュニティの育成等を促進する施設として設置するもので、熊野団地地区に

拠点を置く消防分団屯所の移転・充実、備蓄や災害等で被災された方の一時避難場所としての活用、また平常時のコミュニティ利用など、多様な利活用を図ることとし、本定例会に、その条例案を提案させていただいているところでございます。整備後は、地域の方々の福祉の向上、防災意識の向上等に資する活動にも利用していただくよう、周知を図ってまいります。

なお、御質問の13カ所の避難所に関しましては、収容可能人数や配置可能な職員数などを踏まえて指定しており、今後、新設する予定はございません。

続いて、2番目の災害時の避難行動等の指揮系統についてでございますが、災害発生等の緊急時に備え、町では、大規模災害発生時の初動体制、避難所の開設・運営、応急対応等について、それぞれ地域防災計画に規定しております。また、災害時には、私を本部長とする災害対策本部を中心とした指揮命令系統の中で、その対応に当たることとなりますが、御指摘のように、大規模災害などの混乱する状況下において、被災の影響を最小限に抑えるには、こうしたまち、あるいは消防などの公共機関による公助とともに、自身の身はみずから守る自助、そして隣保の相互の助け合いによる互助の果たす役割が非常に重要だと考えております。このため、町では関係機関との連携を日ごろから密接に行うと同時に、自主防災組織への結成、育成等の積極支援に引き続き取り組んでまいります。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~

総務部長（岩田） 諏訪本議員の二つの御質問に詳細にお答えします。

まず、1番目の防災計画における避難所のあり方についてでございますが、今回、旧西公民館駐車場跡地に設置をする熊野団地防災センターは、町長答弁にもございましたように、地域の防災・コミュニティの促進を図り、住民福祉の向上及び良好な住環境の実現に資することを目的に、熊野団地地区の都市機能の再生を目指す都市再生計画に位置づけて設置する公の施設でございます。

施設の内容でございますが、消防屯所、備蓄倉庫を備えた新たな施設を整備し、この地区に拠点を置く消防分団を移転することにより、地元消防団の機能充実と付近の住環境の改善を図ります。

運用面におきまして、簡易ではありますがトイレ、シャワー、炊事等の設備を有することから、町内の指定避難所及び一時待避所とは異なる新たな機能として、町内で被災により住居を失った方が一時的に滞在をする場合などに、有効活用していきたいと考えております。

緊急時以外の日常の集会室利用に関しましては、利用する方の手続の利便性を考慮し、隣接のこども・夢プラザが一体的に運営をいたします。

御質問の施設の役割分担に関してでございますが、海上側地区の一時待避所は、これまでも御説明しておりますとおり、隣近所で互いの安全を確保しようとする共助の取り組みに対し建設支援を行ったものでございます。このことから、防災計画におきましては、地元自主防災組織が助け合い、指定避難所まで移動していただくまでの一時退避場所と位置づけております。

また、各自治会に存する老人集会所、コミュニティセンター等に関してでございますが、これらは地域が主体的に管理運営を行う施設として建設・運営されているものでございますので、現時点で、防災計画等へ災害時の役割・分担について規定することは考えてございません。

続いて、2番目の災害時の避難行動等の指揮系統でございます。

大雨や洪水等の異常気象の場合、降雨量の状況により段階的に職員を増員する、自主避難所は早目早目に開設するなど、限られた人員の中で段階的に準備を整えていくこととしております。

災害時、さまざまな混乱が予測されますが、災害対策本部を中心とした指揮命令系統のもと、避難所班、応急対策班等、今後も本部指示に即時に対応できるよう、それぞれの部署において訓練を行ってまいります。この一環としまして、平成30年度は本町におきまして、広島県と合同で災害対応図上訓練を実施いたします。

次に、自主防災組織についてでございます。

現在、町内における自主防災組織の届け出は7団体、その組織率は3割程度にとどまっております。町としましては、平成27年度自主防災組織育成支援事業補助金制度を創設し、自主防災組織の準備・設立への補助と活動に対する補助を行っております。これまでに、二つの自主防災組織で準備・設立のための補助、一つの自主防災組織で活動に対する補助の活用実績がございます。また、防災に特化するものではありませんが、平成28年度からは、地域の安心安全に資する自治会活動支援として、熊野町安全・安

心まちづくり事業補助金を創設し、地域における共助活動へ支援を行っているところでございます。

大規模災害発生時には公助の限界もあり、自分自身が状況に合わせて適切な安全行動をとる自助、地域が、あるいは隣近所が協力して避難行動や救助支援をする共助が、より重要になってまいります。町としましては、引き続き、地域のこうした活動支援を継続しながら、自主防災組織の立ち上げにつながるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 今のお話からすると、平成27年度に完成した海上側地区の一時待避所と今回できた熊野団地防災センターについて、後者のほうは、だから今回条例も制定されることから、二つの避難所は管理運営面でも異なると、異質なものであるというように区別して考えてよいでしょうか。

また、先ほどから言っておりますけども、語句で、避難とか待避とかいう言葉が私も含めてですが、ちょっと混在しておるような気がしております。こちら辺について、整理をしたほうがいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） まず、熊野団地防災センターにつきましてですが、その機能の一つとして、一時避難所を挙げております。災害により住居を失われた方が仮の住まいを求められるまでの間の短期間の滞在を想定するものでございます。

議員御指摘のとおり、海上側地区防災集会所と、今回の熊野団地防災センターは、設置の経緯、それから目的等が異なりますので、管理運営等も異なるものとなります。

また、一時避難所、それから一時待避場所等の文言でございますが、例えば、海上側地区防災集会所におきましては、地域防災計画で指定をしております避難所まで遠いことから、安全が確保でき、避難所へ行くことができるようになるまでの間、一時的に待避できるところということから、一時待避所というような言い方をしております。

現在、町の地域防災計画に海上側地区防災集会所の掲載、あるいは、各種の文言の整

理などを含む、見直し作業を行っておりますけども、この作業におきまして、この文言も整理してまいるよう考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 語句とか施設の名称ですよね。こういったものについては、きちっと明確にしておかないと、緊急時やはり混乱をします。これは熊本でも実際にあったようですが、違う場所にもものを持っていったりとかいうようなことも発生しております。だから、やはり名称をきちっと整理しておいて、それぞれがやっぱり初めて聞いてもある程度認識できるようなことが必要ではないかというように思っております。

ほかにも避難所については指定がついたりとか、一般がついたり、あるいは自主がついたり、いろんな言い方があります。先ほども言いましたけども、待避と避難と、こういったような言葉も使っておりますので、やはりこれは今度の防災計画の段階できちっと整理をお願いしたいというように思います。先ほどの海上側地区の防災集会所についても同様でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

海上側地区の一時避難所についてですが、以前の私の質問で、平成27年6月だったと思ひますけども、そのときに、位置づけについては、今後明確にしていくという答弁をいただいております。これもあわせて、次の防災計画までに整備をしていただきたいというように思ひますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 地域防災計画につきましては、現在見直し作業を進めておりますが、修正等を施す箇所が広範囲にわたるものとなっております。整理しているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 海上側地区の一時待避所のことですけども、使用状況であるとか、この施設の維持管理費と申しますか、あるいは、何世帯でこれを対応しておられるのか。また、自主防災組織ですね。こういったものができとるかどうか、ちょっと確認したいと思いますが、いかがでしょう。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） まず、海上側地区防災集会所についてでございますが、新宮区海上側自主防災会で管理をされておられます。それで、本年度の利用状況を伺いましたところ、自主防災会の会議、それから訓練等で約20回程度利用されているというようなことございました。

また、維持管理につきましては、光熱水費で毎月2,000円余り、それから、そのほかで土地の使用料など負担されているというふうに伺っております。

それと、自主防災会の参加世帯数についてでございますが、設立当初の段階で43世帯で届け出をいただいております。これに対しまして、今回、この熊野団地防災センターにつきましては、町が維持管理経費を負担するものとなっております。

また、自主防災組織の設立状況ということでございますが、近年では、平成26年から平成28年、この3年間ですけども、毎年1団体ずつ設立がされております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 引き続き、よろしくお願ひしたいと思いますが、やはり、だから結局集会所と同じようなところへ一時避難という機能をくっつけた施設であるというように私は解釈しておりますけども、いろんな面で負担等もあるかと思いますが、私は、もうつくった以上は、きちっとやっぱりいろんな面で有効利用してもらいたいというように思っております。

その中で、私は前もちょっと申し上げたんですけども、案内看板ですよね。やはり、きょうの話からすると、ある程度地域に限定された施設ではあるという話ですけども、私は、やはり限定的ではなしに、できるだけそういった施設があるよということは、多

くの人に知らせるべきではないかなというふうに思っております。

我々だって、どこで被災するかわかりません。特に、地震等に関しては前ぶれなしに起こってまいります。昨日も新燃岳ですかね。火山が噴火したりしておりますけども、前ぶれがありません。そういったときに、やはり、私らも例えば広島におるかもわからん。呉におるかもわからん。あるいは東京でそういう地震に遭うかもわからんと、そういったことを考えたら、やはり、その都度、我々ができるだけ安全な場所へ避難できるというためには、地理も不安な中で、やはりそういったものがぱっと見えるようにしておくということは大事なんじゃないかなというふうに思っております。

一つ、最初の質問の答えをいただいていないんですけども、このたびの防災センターですよね。二つ目ができた。この後もつくるのかつくらないのかということの質問を一番最初にしとったんですけども、これがちょっとまだお答えをいただいていないようなんです。先ほど言いましたように、全協のところである程度の答えをいただいたんですけども、再度ちょっとお願いしたいというふうに思います。

~~~~~

議長（山吹） 西村総務部次長。

~~~~~

総務部次長（西村） 今回のような熊野団地に設置しますような防災センターにつきましては、今後つくる予定は今のところ持っておりません。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 先ほど言いました案内看板のことですけども、これについてはどのようにされるのか、お願いしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 西村総務部次長。

~~~~~

総務部次長（西村） 海上側地区防災集会所でございますけども、今現在は、自主防災会のほうで管理されておられますが、やはり緊急時の利用、一般の方の一時緊急的な利用について、これを制限するものではないというふうに思っております。

したがいまして看板ということでございますが、当該防災所の案内看板につきましては、地元自主防災会におきまして、今設置していただく方向で場所等を検討いただいているような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございます。

町の指定の13カ所の避難所についても、住民の皆さんへハザードマップなどでしっかりと周知を図っていただきたいというように思っております。

現在、町の皆さんが、この13カ所の避難所をどれだけ御存じなのかなという、ちょっと私も不安な気持ちであります。熊本の地震のところを調べてみますと、実際に指定の避難所を知っていた人は6割ぐらいだというように聞いております。実際にその指定避難所へ避難をした人は34%だと。そのうち、そこへは行っとるけども、車中におったという人は13%である。だから、地震ですから、建物の中が怖いから、中に入らないで指定の避難所へは行っとるけども、車中で過ごしたという人は13%ぐらいであるというようなことを聞いております。

ちょっとまた質問のほうへかえりますけども、本日の部長の説明の中で、自治会館は、現時点で防災計画等へ災害時の役割分担について規定することは考えておりませんというお答えをいただきました。したがって、繰り返しますけども、町は、指定の13カ所の避難場所への周知や管理を行うというように受けとめてよろしいでしょうか。だから、町はそこまでのところについて、防災、あるいは避難の計画というか、施行をするということの確認をしておきたいと思えます。

しかし、私は、とっさの場合、いろんなケースが考えられると思うんですけども、とっさの場合、やはり極端なことを言いますと、自治会館であるとか、すぐ近くの集会所であるとか、こういったことを一時避難所として取り扱うことがあるのではないかなと思っております。その答えはなかなか難しいんですけども、基本的には、私は住民への周知であるとか、管理運営については、自治会長さんが当面されるのかなというように思っておりますが、いかがでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） まず、13カ所の避難所でございますけども、議員御指摘のとおり、町では地域防災計画で指定をしております13カ所の施設について、周知、あるいは避難所開設時の運営管理を行ってまいりますものとなります。

また、自治会館等のことですが、予期できない大規模な地震のように、緊急に安全確保が必要となった場合には、例えば大型店舗の駐車場、あるいは集会所なども入ると思います。そういった駐車場、それから公園、広場、空き地等々、まず近くで危険が回避できる場所などもあらかじめ家族の方とお話し合いいただいて、決めておいていただくのが重要でないかというふうには思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） いろんな質問をさせてもらって、いろんな勉強させてもらっておりますけども、二つのだからしたがって、二つの一時避難所、待避所ですよね。この違いはある程度私も理解したんですけども、この二つの待避所と、それから自治会館、あるいは集会所、これとの区別をやはりきちっと明確にしとく必要があるのではないのかなというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 施設の相違ということでございますが、今回設置いたします熊野団地防災センターは、管理は町で、それから、海上側地区防災集会所、それから、各地区にございます自治会館等につきましては、それぞれ自主防災会、あるいは各自治会で管理されるものでございます。管理主体が異なるものとなります。

さきの二つの施設につきましては、これは地域防災計画のほうへ位置づけをする施設というふうになってまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 二つの施設については、防災計画のほうへ記載してもらおうということで、より明確になってくると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、この施設関係についてお尋ねしますと、いろんなケースが考えられますけれども、例えば、学校が避難所になつとる場合、時間帯にもよりますけれども、例えば、私自身も経験があったんですけども、第一小学校でベルが鳴っておるということを地域の方から聞いて対応したことがあるんですが、門が閉まるとって、あるいは、警備会社も来ていない、そういうような状況に遭遇したことがあります。そのときは電話をしてうまいこといったんですけども、やはり校門は誰があけるんか、あるいは、学校であれば、警備会社、警備が入っておりますから、セキュリティカードは誰が解除するんか、その建物のかぎですね。こういった管理は誰がしとるのかというようなことが気になっております。

町の職員が対応するにしましても、先に住民が押し寄せることだってあるかもわからんし、さらに意地悪なことを言いますと、町の職員そのものが被災をして動けなくなることだってあるかもわからん。そういったようなことまでちょっと考えておりますけども、そういったことについてはいかがでしょうか。余り答えはちょっと答えにくいかと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） まず、学校の開け閉めということになりますが、現在、地域防災計画で指定おります避難所につきましては、いずれの施設におきましても、セキュリティ、あるいは施錠の開錠などにつきまして、開設の対応は町の職員が行います。

開設に当たりましては、例えば大雨等の場合につきましては、気象予報や雨量のデータ等によりまして、状況を把握することができますので、自主避難所の開設から、例えば町内放送、それから開設準備の整った施設から町のホームページの掲載、また県への報告を通じまして、県防災のホームページやマスコミへの情報提供により、避難所開設を周知するなど、早目の対応を行うよう心がけてまいります。

しかしながら、議員御指摘のように、地震等を予期できない災害で、後手に回る場合

があるかと思えます。マニュアルの整備や訓練を重ねる等によりまして、少しでも早く対応できるように努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ありがとうございます。

いろいろと色々なケースで、先ほどから出ておりますけども、やはり共助ということが、やっぱりお互いの心構えといいますか、これは最後に話をしたいと思えます。

熊本地震等を見ても、本当に想像をはるかに超える災害が発生しております。以前の防災にかかわる質問を見ておりますと、町長が空振りには許されても、見逃しは許されないと、私これ感動したんですが、名文句ですよ。カープの選手やら、あるいは野球する少年にも教えてやりたい言葉だなというように思いました。

そういう中で、先ほど言いましたけども、災害時、我々個人がしっかりとした考え方やら行動ができるように、平素から訓練等々しておくことが大事なんじゃないかなと、あるいは、究極の課題ではないかなというように思っております。

先ほど冒頭に言いましたように、間もなく東日本の大震災から7年が経過しますけども、先日も被災した大川小学校のことがニュースで流れていました。多分生き残った生徒だと思えますが、29人ぐらいで、学校がもう閉校するというニュースがありましたけども、このことでちょっとお話ししておきますと、このとき104人の生徒がいて、78人の生徒が亡くなっております。この大川小学校というのは、海岸から5キロぐらい離れておる学校なんですね。そうすると、当時の県の想定では、津波は3キロまでだということで、大川小学校そのものが避難所になっとなつた。したがって、ここには地域の被災者がどんどんどん避難して来られたというところでございます。

そういう中で、学校のほうは、ちょうど校長も不在で指揮系統がぐらぐらしておったというような状況で、これは研修センターで我々議員の研修で聞いた話ですけども、結局、先にそういう地域住民の方が裏山へ逃げられて、その後、小学生はどっちへ逃げるかというところで、結局海岸側の丘のほうへ向かって行ったんですね。したがって、海岸側へ向かっていくときに前から津波が押し寄せてきたと。前の生徒、先生が多く亡くなり、後ろのほうにおった生徒は反転というんですか、引き返して裏山へ逃げて少数で

はあるけども、助かったというようなことを聞きました。また、私も調べました。

やはり、そういう中で、私は、そういう指揮命令系統というんですか、こういったこと、これはやっぱり判断を間違ったらいけないんですけども、やはり、いろんなこういう災害時に関しては、そういう命令系統が大事だということに思っております。

熊野町のことを考えますと、やはり地震等は非常に心配をされますけども、避難所が避難所でなくなる可能性もあります。そういったことも想定をしなければならんけども、しかし、実際はなかなかそのときの対応というのは難しいと思っております。

きょうの町長の説明にもありましたが、災害時の町の防災計画については、一応、先ほど言いました避難所までですね。ここまでにしても、きちっと町のほうで対応されると思いますが、災害現場ですよ。もう被災の現場での災害直後の避難住民への指揮命令系統ということについてはどのようになるかと、どのようにされるかと、これもちょっと難しい、意地悪な質問ですけども、お尋ねしたいというように思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 西村総務部次長。

~~~~~

総務部次長（西村） まず、避難所の開設当初におきましては、先ほど申し上げましたけども、町の職員がそこへ携わっております。その場における住民等への対応につきましては、基本的には当該現場の職員が対応することということになるかと思いますが、何らかの判断を要するような場合、例えば、学校が避難所であれば、校長、また公民館であれば館長、これらが避難所を開設時の責任者となりますので、必要に応じまして、町長を本部長といたします本部へ確認をしながら対応するというふうなことになるかと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） やはり、いろんな敏速な、的確な判断を求められるというようなことがあるかと思いますが、場合によっては、今本部と言われましたけども、本部のほうとも連絡もできずに、判断しなければいけないというようなことを思っております。

東日本大震災の教訓の中で、やはり日ごろやっていることしかできない。日ごろやっていないことは失敗するというような教訓もありました。そういう面で私はやはりマニュアルというようなものができるだけ必要だと、大切だということに思っております。町やら学校、社会施設等でマニュアル等があれば、その概要を教えてもらいたいというように思いますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） マニュアルということでございますけども、先ほど申しましたセキュリティや施錠の開錠につきましては、各施設ごとにマニュアルを作成してございます。また、避難所を運営するに当たりまして、全体的な内容でマニュアルが作成してございます。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） マニュアルといいますか、そういった基本どおりに全て対応できると思いませんけども、やはり、そういった訓練やら研修ということも必要だろうと思っております。

ちょっと質問を変えまして、防災計画の中で、自主防災組織の育成、あるいは指導ということに随分力点を置かれて書いてありますけども、これ先ほども海上側待避所ですか、ここらあたりも自主防災組織が立ち上がるとというような話を聞きましたけども、今町内では7施設、3割程度という話がありましたけども、どのように立ち上げて、町としてどのように指導されておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 自主防災組織の立ち上げに当たりましては、まず、地域の盛り上がりが必要であるというふうに考えます。その設立の単位でございますが、既存の自主防災組織におきましては、自治会を単位とするところがございましたり、地域の集落を

単位とするところがあるなど、特に単位を限ったものではございませんが、地域防災計画におきましては、既存のコミュニティである自治会等を活用するとしていることなどから、まずは自治会の会合等通しまして、必要性、あるいは手続等を説明いたしまして、理解を求めたいというふうに考えます。

また、設立やその後の育成、指導につきましては、町が積極的に関与するとともに、広島県が実施しております、例えば自主防災アドバイザーの派遣、そういった事業などを活用いたしまして、活動の活性化、またその後の継続のほう図ってまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） ぜひとも、こういった自主防災組織というのは大切なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

防災計画の中の自主防災組織を育成する上でも大切なことだと思いますけども、防災計画の中で、町のほうの基本的な考え方として、町は地域内の災害に対して、第一時的な責務を有し、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、途中切りますけども、対処するという考え方を示しておられます。私は、この住民の郷土愛護、それから隣保協同の精神というのは、大変大切なことだろうと思っております。先ほど言いましたように、繰り返しになりますが、自主防災組織を育成する上でも大変重要なことだと思っております。

先ほど質問しました避難の関係についても、災害時についても、最も重要なことだと思っておりますけども、この住民の郷土愛護、隣保協同の精神を涵養するということに関して、町のほうはどのように考えておられるのかお聞きしたいというように思ひますが、いかがでしょうか。

~~~~~  
町長（三村） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） 確かに、自主防災組織という形の中で、地域の中でそれぞれ地域愛を持ってやっていかなければならないというところは当然の話でございます。ただ、なか

なか防災という話の中で、今までも自治防災組織をつくりましょうよと言ってきましてもう20年以上、30年近くたっております。最初にできたのが、確かもう今から30年ぐらい前に、小さな自治会からつくっていただいたというのを記憶しておりますが、現時点では、なかなかできていないのが現状で、先ほど、総務部長も答弁させていただき、議員のほうからも御指摘いただいたように、まだ7団体しかできておりません。これを将来的にどうするかということでは今後の課題でもあろうかと思いますが、やはり涵養な形の中で、ゆっくりという形も、これもまた問題があろうと思います。今からは、従前とは違って大きな災害も各地で起こっておりますので、皆さんのほうに説得をしていかなければいけない時期に入っていることだろうと思っています。

そうした中、現在やっている形から若干変えてきて、先ほども次長のほうが説明をさせていただいておりましたが、自治会の組織から若干落とした形の中でコミュニティ、こちらのほうから手がけていく、または、団体がもう結成されているところ、例えば、町内に各種の団体がございます。女性会さんもあり、老人会さんもあり、またその他いろんな形の組織がございます。そういった形の中の既に組織された団体のほうに声かけをするというのも一つの方策かとも思っています。いずれにしても、やはり公助というのは、役場の職員全部集まっても150人、消防団を集めたところで、いろんな災害現場にも出ておりますので、皆さん方の自助、共助というのがどうしても必要な形になると思いますので、そういった形の中には力を入れて、今後そういった形の観点をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 以前、私は別件ですけども、要するに、子育て連であるとか、あるいは教育においては、家庭と地域と学校が一体となつてというようなことを言ったりしてきましたけども、やはり、そういう心構え、考え方というのは、今非常に社会的には厳しい状況にありますけども、やはりこの防災等にかかわっても、ぜひ重要なことだというふうに思っております。余り金がかからないといいますが、いろんな小さな取り組みから、こういったものは育成していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっとまとめのほうになりますけども、私自身、東日本大震災やら熊本地震のボランティア活動に参加して、被災者の話をいろいろと聞きました。そのときに、例えば熊本あたりでは、災害直後には足がすくんで動けなくなってしまったと。先ほどの大川小学校の問題でも、児童の中にはもう腰が抜けたといいますが、全く動けないような生徒もたくさん出ております。やはり災害の恐怖とか、現場の混乱した状況の中で、本当、想像を絶するような世界であったというような話を聞いております。

いろんな話の中から、災害直後は、特に初動の行動といいますが、最初のとるべき行動が生死を分けるというような話も聞きました。先ほどから言っておりますように、本当、今日的な社会の状況からすると、この郷土愛護であるとか、隣保協同の精神というのは本当に受け入れが厳しい状況にありますけども、きょうの最初の町長の答弁にもありましたが、隣保の相互の助け合いによる共助の考え方ですか。互助と共助がちょっと混乱したところはありませんけども、これを基調にして、ぜひとも郷土愛護、隣保協同の精神に満ちた熊野町ならではの地域連携といいますが、コミュニティの社会を形成していただきたいというようなことを思っております。

以上で質問のほう終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

（休憩 10時29分）

（再開 10時45分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、尺田議員の発言を許します。尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） 1番、尺田でございます。通告に基づき、放課後児童クラブの事業拡充について質問いたします。

町長の子育て支援、就労支援施策につきましては、子育て世代のニーズをしっかりとみ取っており、その成果と効果が出ていることにつきましては大いに評価しておるところでございます。

また、来年度より放課後児童クラブの対象学齢については、小学5年まで拡大され、最終的には、小学6年まで拡大する計画となっており、さらなる利便性の向上を期待しておるところでございます。

さて、私は、平成27年第6回熊野町議会定例会において、放課後児童クラブの入会基準等について一般質問を行いました。その内容といたしましては、1点目が入会基準を保育所事業と同等にすべく、求職者への入会基準の緩和ということでございました。

2点目でございますが、入会基準に満たないものや、開設時間外での利用希望者へは、ファミリーサポートセンター事業を勧奨しているということですので、放課後児童クラブとの関連性、関係性について質問したところでございます。

最後に、3点目でございますが、こちらは開設時間延長についてでございます。当時の執行部の答弁では、保育所事業と放課後児童クラブ事業は、ともに乳幼児期から学童期に至る子供の健全育成と、働く保護者に対する重要な子育て支援策と考えており、検討するとのことでしたが、その後どのように検討されたのか、今後の方向性など、関連することについて、執行部に対し説明を求めます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 尺田議員の放課後児童クラブについての御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び場や生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業として実施しております。

女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策など重要な役割を担っているものと考えております。

本町におきましては、現在、小学4年生までとしている対象学年を、平成30年度から小学校5年生までに拡大いたします。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 尺田議員の放課後児童クラブについての御質問に、詳細にお答えをいたします。

まず、求職者への入会条件の緩和についてでございます。

保育所の入所基準と同様に、3カ月間の入会を認めることへの緩和であろうと考えております。児童クラブの開設時間は、朝7時30分から午後6時30分までの保育所の開設時間と異なり、放課後の午後2時30分から午後6時までとしております。

求職者につきましては、一般的には、求職活動を行う時間帯が放課後の時間帯と重ならない、求職活動を妨げないという考え方により、求職中の入会を認めてはおりません。

次に、ファミリーサポートセンター事業との関連性についてでございますが、その利用状況を見ますと、児童クラブへの迎えに利用される件数ですが、平成25年度が24%、平成26年度が5%、平成27年度が42%、平成28年度が60%と、年度によって違っております。

開所時間の延長につきましては、今年度行いました対象学年の拡大に係るアンケート調査の中で、利用希望時間の質問項目も設けました。結果は、全体の93.4%の方が、これまでどおり午後6時までとの回答でございましたので、次年度においては、現行の午後6時までとしたところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） それでは、まずは、求職者の取り扱いについて近隣市町の入会条件はどのようなになっているのか、お願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~

子育て・健康推進課長（隼田） 求職者の入会条件の各市町、それぞれ取り扱いがさまざま異なっております。近隣で言いますと、広島市は1週間のうち、おおむね4日以上、午後5時ぐらいまで家庭にいないことを条件に申し立て書の提出を求め、審査されているようです。また、坂町においては、月15日以上求職活動を行っているということも条件に申し立て書の提出を受けて、同じように審査されているようです。そのほか、

府中町、海田町におきましては、熊野町と同様に求職活動による理由での利用は不可とされております。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） ありがとうございます。

保育所事業と放課後児童クラブ事業は、就労と子育ての両立を支援する観点から、目的は同様のものであると私は認識しております。したがって、入会基準は、求職者の入所を認めている保育所事業と同様にすべきであると私は考えておるところでございますが、先ほど、民生部長の答弁の中で、求職者については、一般的には求職活動を行う時間帯が放課後の時間帯と重ならない、求職活動を妨げないという考え方により、求職中の入会を認めてないということで、前回質問させていただいたときと同じ回答をいただいておりますが、しかしながら、求職活動については、会社訪問や面接等、午後からも実施する場合も珍しくないために、その答弁については納得できておりません。

そこで、思うわけなんです、入会基準を緩和することによって、定員以上に申し込みがふえて、待機児童が出るおそれがあるから緩和できないのかなというふうに少し勘ぐってしまうんですが、そのあたりはどのように思われておるのでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 入会条件の緩和により、待機児童の発生があるか、ある懸念を持っておるかということでございますけれども、求職に限ってなんです、求職活動で児童クラブの利用ができないかというような問い合わせ自体、今年度1月に申し込みを受け付けたんですけれども、2件ほどそういう問い合わせがございました。

あと、部長の答弁にもございましたように、利用のアンケートをとったときに、93.4%の方が午後6時までとの回答等もあり、時間延長、入会基準の緩和というところは次年度においてはそのままいかせていただくというようなことでございます。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） そういった現状に合ったというか、住民に対して納得ができる説明とい  
いますか、理由づけができるような対応をとっていただけたらと思うんですが、何らか  
の理由で急に失業してしまった場合、同時に児童クラブを退会しなければならない状況  
で、生活と求職活動をするということは、時間的にも精神的にも負担のかかることでご  
ざいます。ぜひ熊野町におきまして、坂町と同様に、住民の方が利用しやすいサービ  
スの提供をお願いしたいと思っております。

続きまして、以前の質問におきまして、児童クラブの閉所後の午後6時以降及び求職  
活動により家庭において適切な保護ができない場合は、ファミリーサポートセンター事業  
を勧奨しておるという回答でしたので、児童クラブは月額3,000円に対し、ファミ  
リサポートでは1時間当たりの利用で500円の負担となり、収入のない求職中の方  
に対し負担が大きくなることを勧めるのはいかがなものかと質問をしたところ、具体的  
にそこまで踏み込んだ料金と求職との関係について、また、課題については検討したこ  
とがございませんでしたという回答でございました。その後、そのことについて、当然  
踏み込んだ検討がされておるとは思いますが、検討結果の報告をお願いしたいと思います。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 議員御指摘のとおり、利用料金等を比べますと、児童  
クラブで月額3,000円、基準額ですが、ファミリーサポート1時間500円という  
ようになっております。その利用回数にもよろうかと思うんですけれども、やっぱりフ  
ァミリーサポートセンターを活用すれば、少し割高にはなろうかと考えております。

ただ、住民のニーズといえますか、先ほども答弁させていただいたんですけれども、  
アンケートをとった中で、大半の方が6時まででいいよというようなことでしたので、  
そのままいかせていただいておりますけれども、今後も住民のニーズ、次年度、子ど  
も・子育て支援計画のニーズ調査等を実施したいと思います。その中に、児童クラブの  
あり方全般について、アンケート項目のほうに入れて、全般的にそのニーズを把握しな  
がら見直しをかけていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） ありがとうございます。

それでは、ファミリーサポートの費用負担の件でございますが、例えば、求職中の方や児童クラブを利用している方の負担軽減のための措置とかいうものは考えられないでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） ファミリーサポートセンター事業でございますが、住民の方のボランティアということで、会員のほう募らせていただきまして、ボランティアをしようという趣旨に御賛同いただいとる方に登録をしていただいております。その中で、一定の基準というか、報酬基準ということで1時間500円ということを設定させていただいております。その500円について、割引とかっていうところは今のところ考えておりません。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） いろいろ予算的なこともありますが、弱い立場といいますか、そういった方の立場に立って、そういったことも検討していただけたらと思っております。

先ほどより、開所時間の延長についてニーズ調査を行っておるとのことですが、調査の対象は児童クラブの利用者のみと聞いております。現在の児童クラブは、午後6時までに迎えに行ける雇用条件の整った方が利用しているのですから、その結果につきましては、当然、午後6時まででよいという回答が大半を占めるのではなかろうかと思っておりますが、そのことについて、どう思われておるのでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 今年度行ったニーズ調査につきましては、児童クラブの利用について、実際に利用されている方について、より対象学年を拡大すること、時間延長に関すること、より正確な確実なというか、正確に近いというか、推計しますところに、より確実なデータを求めるために、現に利用されている方についてを対象にして調査を行ったところです。

議員御指摘のように、実際にそういう基準での利用者に対するアンケートで、そういう答えしか返ってこないんじゃないかと、そういうこともあるかと思います。このニーズ調査につきましては、先ほども申しました次年度、平成30年度に行います子ども・子育て支援計画のアンケート調査、そこに児童クラブのあり方全般について、また改めて広くニーズ調査をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） 全体のニーズが把握できるような調査を期待しております。

次に、以前の質問の中で、町全体で約6割の方が町外で就労されておるということで、町外から通勤するのに、子供を6時までに迎えに行くことは難しいのではないかとということでお話をさせていただいたんですが、開所時間の延長は考えてないのかということと質問をしたところ、子供の成長や支援員の確保などを勘案して、現在運営しておるといふ旨の答弁でございました。1時間延長するために支援員の人数でございますが、現在より何名増員する必要があるのか。そのあたりをお願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~

子育て・健康推進課長（隼田） 現在、児童クラブを利用されている状況を見ますと、5時半以降に児童クラブに在所する児童数、各児童クラブで1人から3人程度が5時以降も在所しておるといふような状況です。

そういうことを考えますと、時間延長したときに、利用者がどのくらいふえるかというところは、ちょっと見込んでないんですけども、今の現状で言いますと、各児童クラブ支援員2人体制でいけるのかなというふうに考えます。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） ということは、例えば1時間延長したからといって、支援員の数をふやす必要ないという認識でおってよろしいでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 人数的にはその体制でいけるであろうということでございます。

今回アンケートをとった中で、時間延長ということで、支援員のほうにも意向調査をさせていただいております。今6時までになっておりますけれども、延長した場合、7時まで勤務ができるかというような意向調査をさせていただいております。その意向調査の結果が、現在の支援員等の中で2名のみ、7時までならいいですよというような回答を得ております。支援員の数でいけば、各児童クラブ2名なんですけれども、7時まで働いていただけるといふ支援員さんをまた募集しなければいけないかなというふうなことを考えております。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 支援員の確保ということで、新たな支援員の確保が難しいという話は聞いておりますし、それが、各全国的にも支援員というのがなかなか足りていないという状況で、待機児童というのでも発生してきておるといふ話を聞いておるところでございますが、現在と同じようなアプローチの仕方では支援員が集まるのかなというふうに思っております。

例えば、PTA総会の中でファミリーサポートセンター事業ですかね。その協力をお願いする募集のお話をされたことがあるというふうに聞いておるんですけども、児童クラブの支援員のお願いというか、そういったものは、例えばPTAの総会とかああい

ったところでされておるのか、お願いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） P T A 総会等での支援員の募集等の声かけとかは、現在のところしておりません。広報、ホームページ等で募集をかけたか、あと知り合いの方ですね。支援員の知り合いの方で支援員の仕事がどのような状況かわかるようなことで声かけをさせていただいておるような状況です。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1 番（尺田） 今聞きましたのが、例えば、自分の子供を児童クラブに入れる形で指導員になるという方につきましては、児童クラブの月 3,000 円の部分については無償化しますよとか、そういった新しいアプローチ方法もあるんではなからうかなというふうに考えて、ちょっと一言質問させていただいたところなんです、それはそれでよろしゅうございます。

次に、例えば開所時間を 1 時間延長した場合、事業費はどのぐらいほど増額となるのか、お願いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 1 時間開所時間を延長した場合、光熱水費等、さまざまな経費が増額することになるかと思いますが、一番影響する経費、支援員等の報酬だと考えられます。単純に報酬のみでとらえますと、全体で年間約 220 万円程度の増額が見込まれます。そのうち、国庫、県費、子ども・子育て交付金が充当されることとなりますので、町の単独というか、町の負担分は約 74 万円程度となるかと思いますが。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません。新たに時間延長するといっても、指導員の数というのはふやす必要もないだろうし、国庫と県費と町費ということで、3分の1ずつの負担だと思わうんですが、1時間延長したら、年間100万円ぐらいの予算で、こういった延長ができるのであれば、また延長のほうも具体的に検討していただけたらと思います。

続きまして、保育所における延長保育の利用者は全体の何割ほどになっておるのか、お願いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 平成29年度で申しますと、現在465人の在園児がございます、うち、31人、約6.7%の方が定期的に夕方の延長保育を利用されているような状況です。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 続いて、次年度の申し込みにつきましては、既に締め切られていると思わいますが、現在、保育所に通う年長のうち、次年度、児童クラブに申し込んでいる方は何名ほどいるのか、割合なり教えていただけたらと思います。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 現在、町内の4保育所に通っておられる年長児でございます、現在97名となっております。平成30年度に児童クラブの利用の申し込みをされた方については、そのうち78名の方、約80.4%の方が入会申し込みをされているような状況です。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 2割ぐらいの方が児童クラブのほうに申し込まれていないということなんでしょうけども、これは何でなんかなと思うんですよね。というのが、通常、就業形態というか、ああいったものを変更しなければ、保育所に通っている大半の方については、そのまま児童クラブを利用するのではないのかなというふうに思っておるんですが、保育所に通われている方の2割が児童クラブに入会していないというのは、入会基準なり、そういった時間のものが合わないから入会できなかったのかなというふうに勘ぐってしまつとるんですけども、この残り2割の方が児童クラブに入会していない理由とか、そういったものをもし調査しているのであれば、教えていただきたいんですが。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） その残り2割の方について、なぜ児童クラブを利用しないんですかというようなアンケートというか、調査をしたことがないんで、ちょっと理由のほうは明確にはわかりません。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） わかりました。

それでは、保育所では午後7時まで預かってもらえるのに、小学校に入学すると午後6時までとなる。延長保育の利用率と、児童クラブの利用率を単純に計算すると、5人から6人の方は児童クラブの利用料よりは割高となるファミリーサポートを利用しておるということですが、働き方を変えるか、何らかほかの方法を考えなくてはならないということになりますが、そのあたりについて、どのように思っておられるか、お願いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 開所時間の延長でありますとか、放課後児童クラブの

事業の拡充につきましては、今回、議員から御提案がございましたことも含めまして、今後も住民ニーズを的確に把握しながら、その都度、逐次見直しを図ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） はい、ありがとうございます。

最後になりますが、町長、本町は交通事情、地理的条件により、近隣市町に比べ、子育てと就業を両立させることにつきましては、不利な町だと私は思っております。それらカバーするためにも、近隣市町より充実し、一步進んだ施策をとり、安心して子育てと就労ができる環境を整えることが必要ではなからうかと思っております。特に、子育て世代の定住促進なり、人口流出を防ぐということで、こういったものは大変有効なことではなからうかと、私は考えておりますが、少子高齢化が進み、人口減少が予想される中、安定した税収と行政サービスの提供をするためにも、さらなる充実したものを私は望んでおるところでございますが、町長はどのように思われておるでしょうか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 尺田議員御指摘のとおりだと思っております。おかげさまで、去年1年間、16人から18人だったですかね。人口は転入がふえております。7割、8割の市町村が減らしている中で、やはり大変うれしいことだと思っております。

この原因は、やはりいろいろありますけれども、住宅支援とか、あるいは教育の充実、こういった背景があるんじゃないかと、地価が安いということもありますけれども。そういったことも踏まえて、今後はやっぱり、広島に通勤される方、呉、東広島、多いと思うので、それらの方々の流入を増加させるためにも、やはり尺田議員のきょうおっしゃられたことを検討してまいりたいと思っております。

ただ、放課後児童クラブにつきましては、平成30年度、5年生までです。次の年度、平成31年度で6年生にします。まず、この体制を確立したいという思いが私にはあります。その体制の確立と同時に検討はしてまいりますが、まずこういった平成31年度

までに、6年生まで受け入れられる体制、これをまず確立したいということを御理解願いたいと思います。

きょういただいた意見は十分尊重させていただき、人口の増加につなげてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） ありがとうございます、町長。前向きな検討のほど、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で、尺田議員の質問を終わります。

続いて、14番、中原議員の発言を許します。中原議員。

~~~~~

14番（中原） 14番、中原です。

私は、通告どおり、1点について、質問をいたします。

町の防災についてですが、学校の耐震工事とか防災倉庫とか、いろいろな防災対策をされていることに評価をさせていただいております。しかし、災害は未然に防止することが大事だと、自分は考えていますし、また、皆さんも同じ考えだと思います。自分としては、地震等はいつやってくるかわからないし、大きさもわからないので、事前に何かをするということは無理だとは思いますが、最近多くある大雨とか洪水とかは、ある程度予知をしながら、事前に対処できるのではないかと考えています。

そこで質問ですが、現在の砂防堰堤の現状はいかがなっているのでしょうか。また、今から計画されているそういう堰堤についてはあるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

また、熊野町を流れる川、主に呉方面に流れる二河川と阿戸方面に流れる熊野川についての河川のしゅんせつについて、お聞きしたいと思います。この堰堤とか河川についてのしゅんせつについては、県の所掌だとは思いますが、地元の我々が考えなくてはいけないものではないかと思い、あえて質問をするところでございます。

昭和20年の枕崎台風での大雨や、昭和42年の呉地方を襲った大雨では二河川が氾濫し、現在建っている役場庁舎付近まで被害をこうむったと聞いています。また、萩原の鶴ヶ沢地区では、少し大雨が降れば水につかるという現象が起きることも聞いています。県は、災害が起きてからは何とかしてくれるでしょうが、町としては、事前に何かをしなければいけないのではないかと思います。質問をするところでございます。回答をよろしく願いいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 中原議員の町の防災について、特に大雨時の洪水対策等についての御質問にお答えいたします。

議員、御承知のとおり、近年、局地的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨や異常な長雨による河川の氾濫や山林の土砂崩れにより、全国各地で毎年のように災害が発生しております。

幸いにも、本町におきましては、近年は大きな災害は発生しておりません。これは、砂防堰堤や河川の護岸整備、土砂のしゅんせつの効果もあるのではないかと考えております。

議員御質問のうち、砂防堰堤につきましては、県が施工するものでございますので、今後も県に対して必要な整備を要望してまいります。

また、町管理の河川のしゅんせつにつきましては、河川が氾濫しないよう、危険な箇所から実施してまいります。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 中原議員の町の防災について、特に大雨時の洪水対策等についての御質問に、詳細にお答えします。

まず、1番目の砂防堰堤の現状と今後の方針についてでございますが、現在、町内には土石流災害危険溪流が112溪流あり、河川を流れる土砂や流木をせきとめる砂防堰堤22基と、山林の山崩れを防ぐ治山堰堤19基が整備されております。また、砂防堰

堤の建設、維持管理につきましては広島県西部建設事務所が、治山堰堤につきましては国及び広島県西部農林事務所が行っております。

今後の砂防堰堤の建設計画について、県にお聞きしたところ、平成32年度までの5カ年計画では、新宮地区の雲母川砂防堰堤が事業の実施箇所として位置づけられており、現在事業中でございます。

次に、2番目の熊野川、二河川とその支流における河川のしゅんせつについてでございます。

まず、町内の河川の種類と数及び管理につきまして御説明しますと、河川法の適用を受け県が管理を行う二級河川は、二河川、二河川支流の平谷川及び瀬野川水系の熊野川の3河川で、河川法の適用外で熊野町が管理する普通河川が65河川ございます。

議員御指摘のとおり、河川内に土砂がたまり、河川断面が阻害されている箇所が町内には多く見受けられます。地元からも毎年要望がなされておりますので、県管理の河川につきましては、河川管理に支障があるものから県に要望しまして、適宜対応をさせていただいておるところでございます。

町管理の河川のしゅんせつにつきましては、平成26年度、27年度に7カ所ずつ、28年度に5カ所、本年度も発注済みを含わせますと、現時点で5カ所を予定しております。

次に、今後のしゅんせつ計画についてですが、県管理の河川について県にお聞きしたところ、平成28年度から32年度までの5カ年計画では、熊野川の新宮地区松ヶ丘団地付近と平谷川の石神緑地付近を予定していると伺っております。

なお、県管理の河川につきましては、引き続き護岸改修、修繕などと合わせて要望をしていきたいと考えております。

次に、町管理の河川の今後のしゅんせつにつきましては、全てを実施するということが困難な状況でございますので、背後地に家屋があり、人命の危険性が高いものについては早期のしゅんせつを実施し、それ以外の場所につきましては、内容を精査した上で実施するように考えております。また、しゅんせつだけではなく、河川の護岸の整備も必要不可欠なものですので、両方を適切に実施しながら河川の安全性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 中原議員。

14番（中原） 回答ありがとうございます。

砂防堰堤の件ですが、これは県が所掌でやられるんですが、これをつくりますよというのは、住民の要望でやるのか、それとも町が見てやってくれというのか、県が見て、もう県がこうやりますよといってやる、それは、どんなもんですかね。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 砂防堰堤の要望につきましては、まず第一に、やっぱり住民の要望というのが出てくると思います。それを受けまして、町のほうから県のほうに要望を伝えまして、先ほども申しました、町のほうで5カ年計画を立てますので、その中で実施を検討していくというふうになっています。最終的には県のほうが施工するかどうかを決めるというふうになっております。

以上でございます。

議長（山吹） 中原議員。

14番（中原） 約20年ほど前に、道上川の砂防堰堤が計画されていたと思うんですが、それがいつの間にか消えておるといようなことがあったんですが、それはなぜか、わかるかね。わからんかもわからんね。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 道上川上流の砂防ダムというのが、平成17年に当時の町長と議長さんということで、県のほうに要望しておりましたけれども、地権者、権利者の同意が得られないことから、施工がちょっと断念されたという経緯がございます。

以上でございます。

議長（山吹） 中原議員。

14番(中原) じゃあ、危なくてもやめるものはやめるということになりますかね。それか、地権者を説得してでもやるべきじゃなかったんかと思うたりすることもあるんですが、そこらはどんなですかね。

議長(山吹) 貞永建設部次長。

建設部次長(貞永) 当時のその状況が詳しくはわからないんですけども、やっぱり施工に当たっては関係者の同意というものがないと、工事に至らないということがございましたので、今残っている資料から見ますと、やっぱり関係者が工事に施工されるのに協力が得られなかったということから、県のほうでも断念したような経緯でございます。

以上でございます。

議長(山吹) 中原議員。

14番(中原) それはいいです。

河川のしゅんせつなんですけど、河川のしゅんせつ、今、さっき言われたように、県の所掌で、ほとんど今、押込のほうと、水源地の横と、阿戸の川やね、あそこらを今、しゅんせつしとると思うんです。水は、大きな水が出たときには下へ流れるけえ、下の門が、下をきれいにしていかにゃいかんのじゃが、今の道上川、二河川見ても、ところどころ斑点のようになって砂地が残ったり、きれいにしゅんせつ化されていないというところが見えるんですよね。そういうところのしゅんせつ計画を、県と話し合いながらやっていくのか、住民の要望がきたからやるのか、どっち、町としてはどのように考えておられるんですかね。

議長(山吹) 貞永建設部次長。

建設部次長(貞永) 先ほども少し述べさせていただいたんですけども、砂防堰堤のほうは5カ年計画というのもあるんですけども、やっぱりしゅんせつのほう、河川の

管理のほうについても、やっぱり5カ年計画というのを県のほうが立てております。その中で計画的にしゅんせつをしていくと。県の河川のほうも数が多いものですから、全てを同時というわけにはいかないの、5カ年計画の中で順次進めていくというふうになっております。

しゅんせつの計画に当たりましては、やはり町のほうから毎年のように要望をさせていただくんですけれども、県のほうも、予算の関係で全てを実施するに至らないという状況もありますので、毎年のように要望は続けていくんですけれども、なかなか要所要所、全てを取り除くということは、至っていない状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 中原議員。

~~~~~

14番（中原） いろいろ要望がある、要望があってやるんじゃないかということなんですが、要は、順番に、下から順番にしゅんせつをやっていかにゃいけないかと思うんですよね。あの水が流れるところ。昔の川としてはあんまり変わってないんですよね。ところどころ、砂地がそのまま残ったところもあるし、そこらを順番にやっていかんと、やっぱりいつかまた大雨が来たら流れ出るんじゃないかと思っているんですよ。

町としても、そこらを時々、川を見に行くというのか、そこらをされているんですか。

~~~~~

議長（山吹） 貞永建設部次長。

~~~~~

建設部次長（貞永） 町内の河川の点検といいますか、見に行くという部分につきましては、定期的に行くという作業はしておりませんが、やっぱり町内の道路とかいうところも見てはおりますので、そういった現場に出た際に、河川のほうも見ていますという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 中原議員。

14番(中原) いいです。いろいろ回答ありがとうございました。町として、県の仕事じゃけいうてほっとくんじゃなしに、やっぱり順番に水管理というのか、町内にある今の県河川ですか、ということは、やっぱり大雨、洪水がきたときには大変だろうと思うんですよ。最近はずっとこの周辺も家がたくさん建っていますので、そこらをよく考えて、安全・安心なまちづくりのために頑張っていってほしいと思っています。

ありがとうございました。終わります。

議長(山吹) 以上で、中原議員の質問を終わります。

議長(山吹) これより、日程第2、議案第1号、くまの・こども夢プラザの設置及び管理等に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第1号、くまの・こども夢プラザの設置及び管理等に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

くまの・こども夢プラザの設置及び管理等に関する条例案につきましては、平成30年5月に開館予定のくまの・こども夢プラザの設置及び管理につきまして、条例により必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画担当課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山吹) 西川企画担当課長。

○企画担当課長(西川) 議案第1号、くまの・こども夢プラザの設置及び管理等に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

くまの・こども夢プラザは、本町における子育てサポート体制の充実、移住・定住の促進または女性のキャリアアップ促進等を図ることにより、住民福祉の向上と住みたい町としての魅力の向上に資するための拠点施設として、旧西公民館を改修し設置するも

ので、地方自治法の規程により、条例により、その設置及び管理等について制定するものでございます。

具体的には、第1条において、目的及び設置を。第2条において、位置として旧西公民間と同じ熊野町貴船9番14号。第3条は子育て支援に関する事など、その事業を。第4条は職員について。第5条、第6条においては、使用について。第7条においては、入館制限について。第8条から第10条においては、使用料について。第11条以降においては、目的外使用等の禁止、許可の取消し等、原状回復義務及び損害賠償義務などの必要事項を定めております。

使用料については、1時間当たり研修室300円、作業室200円、ラウンジ500円と、町内施設との均衡を考慮した同等の額の設定としております。

宿泊における宿泊室使用料については、1人1泊、中学生以上3,000円、中学生未満2,000円とし、旅館業の簡易宿所であるユースホステルの料金と同等の額の設定としております。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 定住促進ということで、宿泊料金も設定されているんですけども、当然、定住促進ですので、家族のかたが体験宿泊されるということを想定されて料金設定されてるんだと思うんですが、一般質問の中で、宿泊されるかたの対象者ですよね、芸術系の大学生などといったような御答弁もございましたが、改めて宿泊される対象者のかたはどのようなかたを想定されてらっしゃるのか、お伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 西川企画担当課長。

~~~~~

○企画担当課長（西川） やはり全協とかでも回答させていただきましたように、学生とか首都圏から来られるような移住体験とか、そういったかたを想定しておりまして、誰

でも彼でもというようなことでの一般的にいう旅館みたいな形での、そういうかたが泊まれるようなことは想定はしてません。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、例えば、大学生だけで泊まれるとか、高校生だけで泊まれるとかいったものではないということに関しては、規定をするべきじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

○企画担当部長（宗條） 宿泊所における風紀の維持といったようなことも含めた御質問だろうと思っております。そういった必要な事項につきましては、この条例の他に規則等のほうで必要事項について、今後定めていくということになってまいりますので、その規則等の制定において、ただいまいただきました御意見についても十分踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 最後のところの備考ですね、規則に定める開館時間というのがありますが、開館の時間は何時なのか、特にまた人を泊めるという宿泊を伴う場合、当直であるとか、そういったことまで考えなきゃならないんじゃないかなと思います。

実際、私らもこういう関係のことでこういうことに携わったことがありますけども、大変なんですよ。そこら辺のどこまで考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山吹） 西川企画担当課長。

○企画担当課長（西川） 規定の時間としては9時から17時としますが、宿泊においては土日祝日も宿泊できることとして規定をする予定ではございます。

公民館のように宿直を配置するというお話がありましたが、宿直は一応置かない方向で考えております。

管理をどうするかということになるかと思うんですけれども、各部屋に、宿泊所以外の下階とかというのは鍵がかかるようにしてあります。考え方としては、バンガロー的に考えて、そこには管理者はいないけれども、非常時においては管理棟である、考え方としてですよ、管理棟というか役場のほうに電話を掛けていただいているということでの対応を考えております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 役場もいいんですけど、だから夜間になれば、だからその建物の中には宿泊者しかいない状況になりますよね。その関係のところには出入りはできないということになると、先ほどもありましたが、ある程度宿泊者については限定をして、そういうある程度管理が、管理の協力まではしてもらえませんが、ある程度そういう信頼のおけるかたに使ってもらうということになりますかね。

それでいいんですか。

~~~~~

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

~~~~~

○企画担当部長（宗條） おっしゃられるとおりだと思っております。

いわゆる民泊等につきましても、その宿泊する施設に常時その管理人がいる施設ばかりとは限っておりませんので、それと同じように、この施設におきましても、その宿泊者がいるときには常時職員が付いておるわけにはいきませんので、一応役場の宿直と常に連絡取れるような体制におく、そして必要に応じてはこの施設長のほうが緊急な対応が取れるようにしたいと思っております。

利用者については、議員御指摘のように信頼のおけるかた、この施設の目的がまず定住促進のための交流事業ということでありますので、この事業趣旨に添った利用目的を

持って来られるかたを対象とするというものでございます。

以上です。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） これ一応条例になるわけですから、細かいことは書けないと思います。であれば、今、いろいろと議員が質問してましたが、その質問を踏まえて使用目的の明示であるとか利用規程。利用規程の中で、やはり細かく、厳しくじゃないんですけど、細かくその利用者が理解できるような形のをやはりこの条例の中じゃないところで、ホームページの中でそういうものも説明しておいて、いざ御宿泊いただくといった場合はその利用規程をお守りください。アルコール駄目よとか喫煙駄目よとかですね、そういうやはり、こういう公的なところでの宿泊っていうのはそういう利用規程というのを必ず出すと思うんですよ。この中でそんな細かいことは入れ込みは難しいと思いますので、利用規程を先ほどからいろいろ出てるものを取り入れて、きっちりしたものをつくっていただければ、私はそれでいけるのかなというふうに考えます。

以上です。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

○企画担当部長（宗條） 御指摘いただきまして、ありがとうございました。

いろんなホテルに泊まりましたも、必ず各部屋にはいろんな規程が備え付けておいてあります。そういったものを整備いたしますと共に、例えば部屋に避難経路ですね、きちっと明示するであるとか、消火器の位置を明示するとか、そういったところも含めて、オープンまでに準備を進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 料金なんですけども、私、先日、江ノ島のすぐ直前にゲストハウスというところへ泊まったんですが、2,500円で本当にきれいないいところでした。ここは3,

000円ということ、ちょっと定住促進とかいろんなことを考えれば、ちょっと高すぎるように思うんですが、そこらあたりのところは、もう考え直すということとはできないでしょうか。

議長（山吹） 西川企画担当課長。

企画担当課長（西川） 宿泊料ということですが、参考にしたのがユースホステル。この旅館業としてのこの宿泊所が簡易宿所という区分になります。4つでホテル業、旅館業、簡易宿所業と下宿業という4つの中で簡易宿所の部類になりまして、そこはどのようなものがあるかという、ユースホステルになります。その近隣の平均の料金を見てみると、大体3,100円から3,500円ぐらいでして、そちらはお風呂があると。この施設はお風呂はなくてシャワーになりますので、そこはちょっと安くさせていただいたという考えでの3,000円ということにさせていただきました。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 補足というか、私も泊まりましたゲストハウスというのも風呂はなかった、シャワーだったんですがね。それでも快適というか宿泊するだけでよかったんですが、熊野町の取り組みとしてみれば、そのお金もうけというわけじゃないんで、そこらあたりのことも少し考えていただければという思いで質問させていただきました。

以上です。

議長（山吹） 他にありませんか。

山野議員。

12番（山野） 宿泊料金の話で、今いろんなところのホテル、ほとんど前払が多いんですね。町内施設を利用する場合は後払というのがやっぱり節符で来ますけれども、できたらこういうふうな宿泊の場合はそのとき限りというか、前払のような形でされたほうがいいんじゃないかというのがちょっと感じたところなんですけど。

議長（山吹） 西川企画担当課長。

○企画担当課長（西川） まず、旅館業なので、一応名簿を書いてもらう必要があったりしますので、そのときに料金をいただくことは、前払でということでは考えております。  
以上です。

議長（山吹） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより、議案第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（休憩 11時52分）

（再開 13時30分）

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、議案第2号、熊野団地防災センターの設置及び管理等に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第2号、熊野団地防災センターの設置及び管理等に関する条例案に

つきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野団地防災センターの設置及び管理等に関する条例案につきましては、平成30年3月末完成予定の熊野団地防災センターの設置及び管理につきまして、条例により、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（山吹） 西村総務部次長。

〇総務部次長（西村） 議案第2号、熊野団地防災センターの設置及び管理等に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

熊野団地防災センターは、地域の防災活動及びコミュニティの育成等を促進し、住民福祉及び防災意識の向上に資するための拠点施設として、また熊野町消防団、第10分団の屯所機能を備え、災害時等には一時避難等が可能な施設として旧西公民館に隣接する駐車場跡地を整備し設置するもので、地方自治法の規程により、条例により、その設置及び管理等について制定するものでございます。

具体的には、第1条においては、目的及び設置を。第2条において、位置として熊野町貴船9番1号。第3条は職員について。第4条において、使用の範囲について。第5条、6条においては、その使用について。第7条は許可の取消しについて。第8条から第10条においては、使用料について。第11条以降においては、原状回復義務及び損害賠償義務などの必要事項を定めております。

使用料については、1時間当たり200円とし、他の町内施設との均衡を考慮した同等の額を設定しております。

なお、熊野町消防団が訓練及び出動等の消防活動のために使用する際は使用料を減免いたしますが、光熱水費等の必要経費については使用時間に応じて実費徴収いたします。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第4、議案第3号、西部ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案についてを議題としてます。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第3号、西部ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

西部ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案につきましては、平成30年4月に供用を開始いたします。

西部ふれあい広場の設置及び管理につきまして、条例により、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、都市整備課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 穂坂都市整備課長。

~~~~~

○都市整備課長(穂坂) それでは議案第3号、西部ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

西部ふれあい広場の設置及び管理に関する条例案につきましては、このたび、国の都

市再生整備計画事業を活用し、整備いたしました西部ふれあい広場を町管理の広場として管理する上で必要な事項を定め、広場の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に制定するものでございます。

本条例の構成でございますが、第1条におきましては、目的及び設置として、多目的な活動の場として、町民の交流ふれあいの促進、健康促進を図る施設としての広場を設置する旨の規程。第2条におきまして、広場の位置を神田23番地とする旨の規程を掲げております。続いて、第3条から第5条におきましては、広場は広く町民に開放すること。広場内での禁止行為、広場の利用の制限に係る規程を掲げております。また、第6条におきまして、この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める旨を規程し、附則では施行期日を供用開始日である平成30年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第5、議案第4号、熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第4号、熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案につきましては、地域における医療及び介護の総合な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援等に従事する人員等に係る基準及び運営に関する基準などについて、条例で制定する必要があるものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（加島） それでは、議案第4号、熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

資料1をごらんください。1の趣旨ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備などに関する法律第6条の規程により、介護保険法第79条第2項が改正され、指定居宅介護支援事業者の指定について、その指定権限が都道府県知事から市町村長に移管されることに伴い、町で条例を定める必要が生じました。

2の事業所の役割ですが、指定居宅介護支援事業所は要介護の認定をお持ちのかたの居宅サービス計画を作成する事業所で、そのサービス計画は介護支援専門員の資格を有する者が作成する必要があるとございます。

3の指定対象事業所ですが、現在、町内には8つの居宅介護支援事業所があり、その全てを町が指定することになります。

4の指定有効期間にありますとおり、指定期間は介護保険法の規程に基づき、6年間となりますが、現在、広島県が指定をしております有効期間の満了日までは、現在の指定が有効となります。

次のページをお願いします。次の5、6の人員及び運営に関する基準につきましては、これまで厚生労働奨励で定められた基準に基づき規程されている広島県条例で定められ

た基準により支障なく運営されていることから、平成30年1月18日に公布された改正厚生労働省令で定める基準に準じたものとなっております。

この条例の施行日は平成30年4月1日とし、事業所に対し、この基準に従い、実地指導を行うと共に6年ごとの指定更新を適正に行うなど、介護保険の適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 県から町のほうに権限が委譲されたということなんですけれども、この利用者のかたからの苦情の処理に関してなんですけど、今までは県に権限がありましたので、町のほうから調査に行くっていうことはできなかったんですけども、今後はできるということで、ここに明記してありますが、利用者からの苦情に関して、市町村または国保連合会が行う調査に協力し、指導に従って改善するとともに、市町村または国保連合会に報告することとありますが、これは具体的には、町が調査に動いていただけるということでよろしいのですか。

~~~~~

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

○高齢者支援課長（加島） 指定権限を全て町が持っておりますので、実地指導も今まで県が行ってらっしゃったところに町と一緒に付いていたりしておりました。今度は町が単独で実地指導等も行かなければいけませんし、利用者からの苦情等の受付、事業所の中に入ってその苦情に対して対応するというのも全て町となります。

以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） よろしくお願いいたします。町のほうに移ったことによって、町のほうの業務負担というのはどんなもんなんでしょうか。体制として、今のままで大丈夫なんでしょうか。

~~~~~

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

○高齢者支援課長（加島） 日々の業務というのはそんなにないと思います。一番大変なのは指定更新のとき、6年に一度の更新が結構な書類を作成していただいて、それを審査しなければいけないということがございますし、実地指導も現在町の指定権限持っております地域密着は6事業所ですので、毎年必ず1カ所行っておりましたけど、今後はこの居宅介護支援事業所が8つ下りてまいりますので、実地指導ですね、ちょっとスケジュールを組んで、毎年全部に行くということは到底、今の職員体制では困難になると思われまますので、そのあたりは何年かに1遍ずつというふうにスケジュールを組みながら行くようにはしております。

そのあたりのノウハウですね、やはり実地指導するノウハウがございますので、職員も人事異動等で変わります。県の研修などにも今現在行かせておりますので、そのあたりでしっかりそういうスキルをアップには努めたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） よろしくお願ひします。利用者のかたから苦情があった場合には、すぐに町のほうで対応していただけたらと考えてよろしいですか。

~~~~~

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

○高齢者支援課長（加島） 現在も指定権限は県がお持ちですけど、ケアマネジャーさんに対する苦情といたしますが、そういうことも結構町のほうに直接来ておりますので、今後も引き続き町のほうで、必ず町のほうがしなければいけないこともありますし、わからないところは県のほうともいろいろ教えていただきながらということにはなると思

ますが、町のほうに申し出をしていただければいいと思います。

以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第6、議案第5号、所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第5号、所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

所得税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、平成30年1月1日付で所得税法の一部を改正するなどの法律が施行されたことに伴い、乳幼児医療費支給条例等の関係する条例に所要の変更を行うものでございます。

主な改正といたしましては、配偶者控除に関して、控除対象配偶者から同一生計配偶者に名称が変更されたことによる字句の修正でございます。

御審議の上、御承認賜りよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第7、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、事業の終了、委員会設置要綱の廃止等により、現在、職を設置していない生活習慣病予防対策事業の推進に関する専門委員会委員、そして熊野町生活習慣病予防対策事業推進協力委員、そして熊野町立学校結核対策委員会委員及び国際交流指導員につきまして、本条例の別表から削除する改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第8、議案第7号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第7号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規程により、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業所の指定権限が県から町へ移管されることに伴い、増加する事業所の指定事務について、これまで県において指定、更新手数料を徴収されていることから、町が指定権限を持つその他の地域密着型サービス事業所と併せて指定更新に係る手数料について徴収するため、町条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 加島高齢者支援課長。

~~~~~

○高齢者支援課長（加島） それでは議案第7号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

資料15ページ、資料4をごらんください。まず、趣旨ですが、介護保険法で定める町が指定権限を有する指定密着型介護予防サービス事業所、介護予防日常生活支援総合事業の指定事業所及び平成30年4月から県から指定権限が委譲される居宅介護支援事業所の指定等に関する手数料を徴収するため、熊野町手数料条例の一部を改正するものでございます。

これまでの経緯といたしまして、平成18年に介護保険法改正に伴い、原則、町内に住所を有する人のみが利用することができる地域密着型サービスが創設され、町がその事業所指定の権限を持つものとされました。

これ以降、町内には6カ所の地域密着型サービス事業所が誕生し、新規指定、6年に一度の指定更新の事務を行ってまいりましたが、平成27年の介護保険法の一部改正により、介護予防日常生活支援総合事業が開始され、新たに事業所指定の事務が必要となりました。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規程による介護保険法の一部改正に伴い、要介護認定者のサービス計画を作成する介護支援専門員が属する居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月1日から町へ移管されることとなりました。

以上のことから、町の指定事業所の数が大幅に増加し、申請受付の事務が大幅に増加すること。また、これまで居宅介護支援事業所の指定事務を行っていた県において、申請時に手数料を徴収してきたことから、町の指定事業所に対し、申請時に手数料を徴収し、適正な受益者負担を求めるものでございます。

3の対象事業所ですが、地域密着型サービス事業所が17件、総合事業の指定事業所が19件、居宅介護事業所が8件となっております。

4の手数料額ですが、広島県において、これまで徴収されてきた額をもとに算定したものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第9、議案第8号、重度心身障害者医療費支給条例及び熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第8号、重度心身障害者医療費支給条例及び熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

重度心身障害者医療費支給条例及び熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成30年4月1日付で持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に住所地特例に関する規程が新設されることに伴い、関係する2つの条例に所要な変更を行うものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 堀野住民課長。

~~~~~

○住民課長(堀野) 議案第8号、重度心身障害者医療費支給条例及び熊野町後期高齢者

医療に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

資料 2 1 ページ、資料 5 をご覧ください。初めに 1 の改正の趣旨でございますが、平成 30 年 4 月 1 日付けで持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に住所地特例に関する規程が設けられることに伴い、関係する 2 つの条例を改正するものでございます。

次に 2 の改正内容をご覧ください。本来、国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格の適用は住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて、前住所地の被保険者とする事となっております。

このたびの改正は、現在の国民健康保険法の規程により、県外の施設等に入所し、住所地特例を受けている被保険者が年齢到達等で後期高齢者医療保険の被保険者となる場合にも住所地特例が適用されるよう改正するもので、同じく重度心身障害者医療費の支給対象につきましても同様の取り扱いをするものでございます。

資料の裏のページ、3 の住所地特例のイメージ図をご覧ください。こちらは住所地特例の適用の改正を図で表したものとなっております。

なお、ここで 1 点修正をお願いいたします。ページの中ほど、後期高齢者医療保険の現行の右側、B 県 B 市の囲みの中が広域広域と表示されておりますけども、広域連合の誤りでございます。申しわけございません。

最後に 4 の施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とするものでございます。

なお、2 つの条例とも、このたびの改正においては県内の住所地特例者の取り扱いについて変更はございません。

説明は以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~

5 番（沖田） 町内にこの重度心身障害者対象となるかたが何人ぐらいいらっしゃるのかをお伺いいたします。

~~~~~  
○議長（山吹） 時光民生部次長。

~~~~~  
○民生部次長（時光） 29年度の実績、8月1日時点でございますが、639人いらっしゃいます。

以上でございます。

~~~~~  
○議長（山吹） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（山吹） これより日程第10、議案第9号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第9号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成30年4月1日からの国民健康保険の広域化に伴う字句の改正及び老人福祉法による老人ホームに入所されている者に対する国民健康保険の適用についての通知が廃止されたことに伴い、これまで適用除外となっておりました養護老人ホームと特別養護老人ホームの入所者の

うち、収入及び資産が一定の金額以下の者の取り扱いを適用することに改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第11、議案第10号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第10号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、広島県が国保財政の運営主体となり、持続可能な医療保険制度を構築するため、保険税率等の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
○議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~  
○税務課長（立花） それでは、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は国民健康保険税率等の改定に伴いまして、関係条文の改正を行うものでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、平成30年度から広島県が財政運営の責任主体となり、市町ごとに事業費納付金を算定し、標準保険料率の提示が行われ、その保険税必要額を確保するための保険税率等を改定するものでございます。

お手元の資料7をごらんください。国民健康保険税は、2 改正内容にありますとおり、（1）の医療分と（2）の後期高齢者支援金分、（3）の介護分の3つの区分に分かれ、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正内容は、（1）の医療分の所得割を5.30%から6.40%に、資産割を9.00%であったものを廃止し、均等割を2万8,500円から3万200円に、（2）の後期高齢者支援金分の所得割を1.65%から1.76%に、資産割を2.00%であったものを廃止し、そして40歳以上65歳未満の被保険者が対象となります（3）の介護分につきましては、資産割を3.30%であったものを廃止し、均等割を1万1,000円から1万円に、平等割を7,800円から6,800円にそれぞれ変更させていただくものでございます。

表の中では全部で8カ所になりますが、その他の部分につきましては据え置きとさせていただきます。

なお、この改正は平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用されます。

説明は以上でございます。

~~~~~  
○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第12、議案第11号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第11号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、改正内容としまして主に3つございます。

まず、1点目は、第1号被保険者から納付していただく介護保険料の3年に一度の見直しの時期であり、来年度から3年間の保険料額を定める必要があること。

2点目としましては、刑事施設に収容されている者について、その収容期間において保険給付が制限されることから、その者からの申請により、保険料を減免するものであること。

3点目としまして、介護保険料の一部改正に伴い、市町村の質問検査権の対象が拡大されたことであります。

以上について、本条例に所定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

〇高齢者支援課長（加島） それでは、議案第11号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

資料39ページ、資料8をごらんください。1点目の第7期介護保険料についてですが、階層区分を現在の10段階から11段階に見直し、階層区分ごとの介護保険料を表に示している額とするものです。

また、第7、第8、第9段階の御本人の所得状況について、その金額をそれぞれ国が定める基準所得金額に変更しております。

保険料といたしましては、第5段階の基準額ベースで、年額6万8,355円で、第6期と同額となります。

次のページをお願いいたします。2点目の介護保険料の減免についてですが、刑事施設に收容された第1号被保険者の保険料を減免するものです。介護保険法第142条の規程により、市町村は条例により特別の理由があるものについて、保険料を減免または徴収を猶予することができるとされております。介護保険法第63条の規程により、刑事施設に收容されている間の介護については、介護給付は行わないとされており、公費により賄うこととされております。また、国民健康保険税においては、刑事施設に收容された者について保険税が減免されていることから、介護保険料についても同様に刑事施設に收容された間の保険料について減免をするものです。

3点目の市町村の質問検査権の拡大についてですが、質問検査権とは市町村が被保険者の資格、保険給付等に関して必要があると認められるときに、被保険者に対し、文書、その他の物件の提出等を命じ、質問することができるもので、これまでは第1号被保険者の配偶者等に限られておりましたが、第2号被保険者のサービス利用の増加を踏まえ、介護保険法の一部が改正されたものです。

この条例の施行日は平成30年4月1日を施行日とし、介護保険の適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） お諮りいたします。

これより日程第13、議案第12号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第14、議案第13号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第12号及び日程第14、議案第13号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第13、議案第12号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第14、議案第13号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第12号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第12号及び議案第13号につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する指針等の一部を改正する省令の交付に伴い、町条例の一部を改正する必要があるものであります。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（加島） それでは議案第12号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

まず、議案第12号について御説明いたします。資料45ページ、資料9をお開きください。1の趣旨ですが、平成25年3月に熊野町が指定権限を持っている地域密着型サービスの人員や設備及び運営に関する基準条例を定め運用しておりましたが、このたび指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付され、地域密着型サービスの人員や設備、運営に関する基準が見直されたため、条例の一部を改正するものです。

2、地域密着型サービスは原則、熊野町内に住所を有する要介護1から5の認定をお持ちのかたのみが利用できるサービスのことをいい、現在、町内6事業所ございます。

3、主な改正の内容ですが、まず1つ目の改正点といたしまして、共生型地域密着型通所介護について、本条例に追加をしております。共生型地域密着型通所介護とは、高齢者、障害児者などの多様な利用者に対し、同一の事業所で一体的にサービスを提供する利用定員が18人以下の通所型サービスのことです。

なお、現在、熊野町内にこの事業に該当する事業所はございません。

2つ目の改正点として、共用型認知症通所介護の利用定員の変更についてです。共用型認知症通所介護とは、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設の居間、食堂または共同生活室において、それらの施設の利用者などと共に行う認知症対応型通所介護のことです。

次のページをお願いいたします。ユニットケアを行う地域密着型介護老人福祉施設においてサービスを提供する場合に、その利用定員数を一日当たり3人以下からワンユニット当たりユニットの入居者と合わせて、一日当たり12人以下に見直すものです。こちらの事業についても、現在、町の指定事業所はございません。

3つ目の改正点といたしまして、身体的拘束等の適正化です。認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設において身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底を図ることなどについて義務付けるものです。

4つ目の改正点として、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護の創設です。医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスを組み合わせることにより、多様な療養支援を行うサービスですが、現在、町の指定事業所はございません。

次のページをお願いいたします。5つ目の改正点として、介護保険法の一部改正に伴い、新たに長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護医療員が創設されたことに伴い、条文へ追加するものです。

次に議案第13号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

資料77ページ、資料10をごらんください。こちらは熊野町に住所を有するかたのうち、要支援1及び2の認定者が利用することのできるサービスに係る条例の一部改正です。

こちらの条例につきましても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付され、地域密着型サービスの人員や設備、運営に関する基準が見直されたため、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容ですが、介護予防につきましても、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し、介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等の適正化が

義務付けられたこと。介護医療院に関する記述が新たに加わったことに伴い、条文へ追加するものです。

これらの条例の施行日は平成30年4月1日とし、事業所に対し、この基準に従い、指導監督を行い、地域密着型サービスの適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） 続いて、議案第13号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第15、議案第14号、熊野町指定介護予防支援等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第14号、熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

○高齢者支援課長（加島） それでは、議案第14号、熊野町指定介護予防支援等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

資料85ページ、資料11をごらんください。まず、1の趣旨ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正するものです。

2、この指定介護予防支援とは、地域包括支援センターが行う要支援1、2のかたの介護予防サービス計画の作成や介護予防サービス事業所との調整などを行う支援業務のこととなります。

3の改正の内容ですが、まず、1点目といたしまして、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携として、障害福祉サービスを利用してきたかたが介護保険サービスを利用される際の障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努める必要があることを明確にしております。

2点目として、公正中立なケアマネジメントの確保として、利用者及びその家族に対し、ケアプランに位置づける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることなどを説明することを義務付けております。

3点目の医療と介護の連携の強化といたしまして、介護予防支援の提供を開始する際に利用者に対し、入院時に入院先の医療機関に対し、ケアマネジャーの氏名等を提供するよう依頼すること。といたしまして、利用者が医療サービスの利用を希望している場合に、主治の医師などの意見を求めることとされておりますが、意見を求めた主治の医師等に対し、ケアプランを交付すること。

次のページをお願いいたします。利用者の状態などについて、利用者の同意を得た上で、主治の医師などに必要な情報伝達を行うことを義務付けたものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 先ほど、要介護1、2とおっしゃられたんですが、要支援の間違いではないでしょうか。

~~~~~

○議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

○高齢者支援課長（加島） 大変申しわけございません。要支援1、2でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

（休憩 14時32分）

（再開 14時50分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第16、議案第15号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第15、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の改正及び熊野町地区計画の改正などに伴う所要の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

○建設部技術次長（林） それでは、議案第15号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明いたします。

お手元の資料、93ページ、資料12、新旧対照表をごらんください。改正点は4点ございます。

まず、1点目としまして、建築基準法が改正され、建ぺい率を全て漢字表記に表現が改められたため、これに整合させるもので、条例第3条第1項第3号、第5条第2項、第6条第1項第1号及び第8条を改正いたします。

95ページをごらんください。2点目として、都市計画で定めております出来庭2丁目地区地区計画が、出来庭2丁目、3丁目地区地区計画に変更されたことに伴い、本条例をこれに合わせるため、別表2の1を改正いたします。

101ページをごらんください。3点目として、建築基準法が改正され、引用しております条文に頂ずれが生じたことから、別表2の2を改正いたします。

最後に別表第2中、建築基準法施行令を令に表現を改めます。なお、改正建築基準法の施行日及び地区計画の変更告示が4月1日であるため、条例の施行日もこれに合わせてます。

説明は以上です。

~~~~~  
○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（山吹） これより日程第17、議案第16号、熊野筆特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第16号、熊野筆特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野筆特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案につきましては、平成30年4月に改正建築基準法が施行されることに伴い、引用しております条項にずれが生じたため、所要な変更を行うものでございます。

変更の内容といたしましては、建築基準法第48条第8項の規程に新しく田園住居地域が追加され、以降の条項にずれが生じたものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第16号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第18、議案第17号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第17号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法施行令の改正に伴い、国の道路占用料の単価及び占用面積等の端数処理方法が改正されたことから、これとの整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

○建設部技術次長（林） 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明します。

資料の107ページ、資料14、新旧対照表をごらんください。本条例が参酌しております道路法施行令が道路占用料の算定基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動を反映するため改正されました。これにより、本町に該当する国の占用料の単価が見直されたことから、町条例の別表の改正いたします。

主な内容は電柱につきましてでございますが、第1種電柱1本につき、これまで年額430円でしたが、改正後は440円に。第2種は660円を680円に。第3種は900円を920円に改正いたします。以下、表のと通りの改正となっております。

今回の改正では全体的には引き上げとなっておりますが、110ページの中ほど、上空または地下に設ける通路及び祭礼、縁日、その他の催しに際し一時的に設けるものなど、一時的に占用するものについては引き下げとなっております。

最後に112ページ、備考の5、占用面積や表示面積の単位ですけれども、端数処理方法をこれまで1平方メートル単位であったものを0.01平方メートル単位に改めます。

説明は以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第19、議案第18号、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第18号、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、昨年6月に都市公園法及び同法施行令が一部改正され、これまで全国一律に100分の50以内と定められていた1つの都市公園内に設置する野球場、サッカー場などの運動施設が占める面積割合について、地方公共団体が条例で定めることとされたため、経過措置期間である施行日から1年を超えない期間内において条例を改正し、その割合を定めるものでございます。

改正の内容は、都市公園内の運動施設が占める面積割合の上限が国が示した参酌基準と同じ100分の50とし、また関係条文の字句の整理を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第20、議案第19号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第19号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、団地86号線その他、4路線を道路法の規程に基づき、町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 林建設部技術次長。

~~~~~

○建設部技術次長(林) 議案第19号、町道の路線認定につきまして、お手元の資料115ページからの資料16により御説明いたします。

場所につきましては117ページに路線一覧図を、また各路線の詳細については118ページ以降に位置図及び公図を添付しておりますので、御参照ください。

まず、1番の路線番号710、団地86号線でございます。延長は81.7メートル

で幅員は6メートルから6.5メートルです。起点は東山51番18地先から終点が51番11地先です。

次に2番、路線番号711、団地87号線です。延長は88.5メートルで幅員は6メートルから6.5メートルです。起点は東山56番2地先、終点が54番8地先でございます。

続きまして、3番、路線番号712、木綿地2号線です。延長は64.9メートル、幅員が6メートルから6.5メートルで、起点は川角1丁目545番4地先、終点は545番10地先です。

これら3路線は都市計画法に基づく開発行為により施行された道路で、既に町で寄附を受けているものでございます。

次に4番、路線番号713、牛神線でございます。延長は26.5メートル、幅員が5メートルから8メートルです。起点は萩原1丁目2476番38地先、終点は2476番32地先です。こちらは建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町で寄附を受けております。

最後に5番、路線番号714、上深原2号線です。延長は222.5メートル、幅員は4.1メートルから6.9メートルで、起点は字深原平2682番210地先、終点は字東深原98番11地先でございます。こちらは熊野産業団地造成時に築造した調整池や水道施設につながる道路で、今後町道として管理してまいります。

以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

中原議員。

~~~~~

14番（中原） ちょっと聞きたいんですが、今の資料17のほうなんです、これはいいんですが、例えばこれが4軒で家が、家が4軒よね。じゃけ、どう言ったらいいかね。10メートルもないぐらいのところでも寄附願いを出したら、町道に取ってくれるということになるんじゃないだろうか。

~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 今現在、基本的には要は4区画ぐらいでするときによく行うのが敷地延長という方法で、形態は道路なんですけれども、その住宅の敷地として道路に接地しておるといような場合が結構あるんですけれども、そういった場合につきましては、町のほうで寄附は受けておりません。あくまでも、現在においては道路位置指定という許認可を受けて築造された道路については、町のほうで寄附を受けておるとい状況でございます。

以上です。

○議長（山吹） 中原議員。

14番（中原） その場合、例えば4軒あって、何メートルかの道路が付いてやってますよね。そういう場合は、その敷地は4等分してということになって、税金も4等分して税金取るということになるの。道路式ではあるけどがということよの。今は道路使うてであると。道路にしてあるの、分筆して。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） これは税金のほうは、あくまでも登記ということになりますんで、登記をどういう形でされてるかということで案分等にも関わってくると思います。今の例えば、持分として4軒が一緒に持ってらっしゃるといことになってきますと、皆さんに掛かってくるという話になると思います。

以上でございます。

議長（山吹） 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第19号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第21、議案第20号、熊野町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第20号、熊野町指定金融機関の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本町の指定金融機関は、広島県信用組合と安芸農業協同組合の2つの金融機関による、2年ごとの交代制としております。

今回、平成30年度及び平成31年度の2年間、安芸農業協同組合を指定させていただきよう求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(林教育長 退場)

~~~~~

議長(山吹) これより日程第22、議案第21号、熊野町教育委員会教育長の任命の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第21号、熊野町教育委員会教育長の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会教育長の林保教育長の任期が平成30年3月31日をもって満了することに伴い、教育長の再任について、議会の同意を求めるものでございます。

今回、再任の同意を求めます林保氏は、お手元にお配りしている履歴書にございませうとあり、平成22年4月に教育委員会委員に選任後、現在まで教育長として教育、学術、文化に対する幅広い識見をもって、熊野町の教育行政の中心で御尽力いただいているところでございます。今後においても、熊野町が総合計画に掲げる心豊かで能力のある人材の育成を実現するに当たり、不可欠な存在と考え、ここに任命同意を求めるとでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり同意されました。

（林教育長 入場）

~~~~~

議長（山吹） これより日程第23、議案第22号、熊野町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第22号、熊野町教育委員会委員の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会の友岡委員が平成30年3月31日付で辞職されることに伴い、新たに委員を任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

今回、任命の同意を求めます佛圓弘修氏は、教育、学術、文化に対する幅広い識見をお持ちであり、今後の本町における教育行政の推進に当たり、教育委員会委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第 2 2 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号については、原案のとおり同意されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第 2 4、議案第 2 3 号、平成 2 9 年度熊野町一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第 2 3 号、平成 2 9 年度熊野町一般会計補正予算(第 4 号)案につきましては、既定の歳入、歳出算出額にそれぞれ 8,577 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 3,337 万円とするものでございます。

また、第 2 条で翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費について、また、第 3 条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 内田副町長。

~~~~~

副町長(内田) 平成 2 9 年度熊野町一般会計補正予算(第 4 号)案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。12 ページをお開きください。歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

第 1 款 町税につきましては、3,219 万 8,000 円の増額としております。この主な要因は第 1 項 町民税では個人町民税が所得等の増に伴い、997 万 8,000 円の増額。法人町民税が所得割の増等に伴い、540 万 6,000 円の増額により、全体で 1,538 万 4,000 円の増額。第 2 項 固定資産税では償却資産や新築家屋の増に伴い、2,150 万 2,000 円の増額。第 4 項 町たばこ税では 737 万円の減額でございます。

次の第3款 利子割交付金から第7款 自動車取得税交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行うものでございます。

続いて、16ページの第11款 分担金及び負担金は、老人ホーム入所者及び扶養義務者費用徴収金の減に伴う社会福祉費負担金165万6,000円の減額などにより、224万4,000円の減額でございます。

第12款 使用料及び手数料は、第1項 使用料において総務使用料の行政財産目的外使用料など211万2,000円の減額。18ページの第2項 手数料において、総務手数料など35万1,000円の減額により、246万3,000円の減額でございます。

20ページをお願いしたいと思います。第13款 国庫支出金につきましては、869万5,000円の増額としております。この主な要因は第1項 国庫負担金では、児童手当の支給対象者の見込みなどによる児童福祉費負担金1,157万円の減額など、全体で1,169万9,000円の減額。第2項 国庫補助金では、事業費の見込みによる老人福祉費補助金784万8,000円の減額。22ページでは、道路橋梁費補助金などの減に伴う社会資本整備総合交付金3,251万6,000円の減額。国の補正予算を受けて実施する事業に係る学校教育費補助金6,703万4,000円の増額などにより、全体で2,037万9,000円の増額でございます。

第14款 県支出金につきましては、1,030万5,000円の減額としております。この主な要因は24ページをお願いします。第1項 県負担金では、私立幼稚園への施設型給付費の見込みなどによる児童福祉費負担金536万6,000円の減額など、全体で307万5,000円の減額。第2項 県補助金では、障害者自立支援等諸費県費補助金などの減に伴う社会福祉費補助金154万3,000円の減額。健康増進事業費補助金の減に伴う保健衛生費補助金129万5,000円の減額などにより、全体で555万4,000円の減額でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。第15款 財産収入は、普通財産や里道の売却による土地売払い収入など207万5,000円の増額でございます。

第16款 寄附金は、ふるさと納税の見込みにより、150万円の減額でございます。

第17款 繰入金につきましては、2億802万4,000円の減額としております。この主な要因は、財政調整基金繰入金1億3,892万4,000円の減額。事業費の減に伴い、公共施設等整備基金繰入金5,110万円、筆の里づくり基金繰入金1,8

00万円をそれぞれ減額するものでございます。

第19款 諸収入につきましては34ページの第5項、雑入において中学校給食の喫食率の実績に伴う学校給食保護者負担金の減などにより、556万9,000円の減額でございます。

第20款 町債につきましては、2億4,660万円の増額としております。内訳といたしましては、事業費の見込みに伴う公共事業等債2,330万円の減額。道路の補修事業に係る公共施設等適正管理推進事業債540万円の増額。

36ページに移りまして、36ページでは、国の補正予算を受けて実施する事業に係る学校教育施設等整備事業債2億7970万円の増額。地方債区分の変更に伴う緊急防災減災事業債、合わせて1億2290万円の増額でございます。

なお、これに伴い6ページ、前のほうへ戻っていただきます、6ページの第3表、地方債補正において、地方債限度額を補正をしております。

次、また戻っていただくようになりますが、歳出について御説明をいたします。38ページをお開きください。歳出につきましては、主に執行残の減額などの予算整理でございます。その他、国の補正予算に伴う事業、過年度の国及び県の補助金等の精算に伴う返還金などを計上しておりますので、説明に当たりましては、目ごとの主な増減について、事業別に御説明をいたします。

第1款 議会費の第1項、議会費では議会事務一般において、旅費など201万円の減額でございます。

第2款 総務費の第1項、総務管理費では、人事管理事業において臨時職員雇用関連経費など264万3,000円の減額でございます。

40ページの庁舎維持管理事業では、庁舎維持管理に係る業務委託料など263万6,000円の減額でございます。

44ページをお願いいたします。第2項 企画費では、行政情報化事業において、情報ネットワークのセキュリティー強化対策に係る経費の執行残647万6,000円の減額。企画一般事務事業では、ふるさと納税の見込みなどにより、161万2,000円の減額でございます。

46ページをお願いいたします。第3目 地域振興費の地域振興事業において、住民参加型まちづくり施設整備事業補助金の申請がなかったことなどにより、1,884万9,000円の減額。交通輸送対策事業では、バス路線補助金の増により、31万7,

000円の増額でございます。

続きまして、48ページから51ページの第3項 町税費につきましては、執行残の整理または財源更正でございます。

52ページをお開きください。第4項 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳等事業において、国からの見込額通知による地方交付団体情報システム機構負担金の減などにより、347万7,000円の減額でございます。

続きまして、第5項 選挙費から58ページの第7項 監査委員会費までにつきましては、執行残の整理でございます。

60ページをお開きいただきたいと思います。第3款 民生費の第1項 社会福祉費では、臨時福祉給付金支給事業において、平成28年度に実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害遺族基礎年金受給者向け給付金の実績精算に伴う返還金537万円の増額。老人ホーム等、入所措置事業において、入所措置業務委託料の見込みにより500万円の減額。地域介護福祉空間整備等施設整備事業において、社会福祉施設等のプリンター等設置に係る介護基盤緊急整備等補助金の実績見込みにより、754万1,000円の減額でございます。

62ページをお願いいたします。第3目 障害者福祉費の障害者総合支援事業において、利用者の増等に伴う扶助費の増、実績精算に伴う返還金の増などにより、208万4,000円の増額でございます。

続きまして64ページの熊野町国民健康保険事業において、被保険者数の見込みなどに伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減などにより、703万2,000円の減額。福祉医療費公費負担事業において、重度心身障害者医療費の執行見込みなどにより、18万3,000円の増額。

66ページの介護保険一般事業において、介護保険特別会計繰出金の減などにより、1,511万5,000円の減額。

68ページの後期高齢者医療事務事業において、被保険者の増に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金など358万4,000円の増額でございます。

次に70ページの第2項 生活保護費では、生活保護費支給事業において、新規申請者の減などによる扶助費の見込みにより2,167万7,000円の減額でございます。

72ページをお願いいたします。第3項 児童福祉費の児童手当支給事業、児童扶養手当給付事業において、対象者の見込みにより、それぞれ730万円、590万円の減

額でございます。

続きまして、74ページの保育所運営事業において、保育士の処遇改善等による保育所委託料の増、私立幼稚園に係る施設型給付費の減により、500万円の減額でございます。

76ページをお開きいただきたいと思います。

第4款 衛生費の第1項 保健衛生費では、感染症対策事業において、予防接種等受診者数の見込みにより、1,276万円の減額、生活習慣病予防対策事業において、がん検診受診者数の見込みなどにより、1,122万5,000円の減額でございます。

次に78ページ下段の母子保健事業では、扶助費等の執行見込みにより、361万9,000円の減額でございます。

80ページをお願いしたいと思います。

第2項 清掃費では、廃棄物収集運搬事業において、入札執行の結果生じた委託料の不用額など、1,510万5,000円の減額、続きまして、82ページの廃棄物中間処理・最終処分事業において、入札執行の結果生じた委託料の不用額及び、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の見込みにより、1,203万円の減額でございます。

84ページをお開きいただきたいと思います。

第5款 農林水産業費の第1項 農業費では、農業委員会において、制度改正に伴う農業委員会委員報酬の減などにより、190万8,000円の減額でございます。

次に、86ページ、第2項 林業費では、林業振興事業において、ひろしまの森づくり事業に係る里山林整備事業委託料、20万円の増額、小規模崩壊地復旧事業において、平谷地区崩壊地復旧工事の完了に伴い、181万3,000円の減額でございます。

90ページをお願いしたいと思います。

第7款 土木費の第2項 道路橋梁費では、県営事業及び土木一般事業において、主要地方道矢野安浦線の改良等に伴う県営道路等改良事業負担金の増などにより、459万3,000円の増額でございます。

続いて、92ページの国庫・町道舗装繕事業において、国の交付金の割り当てが得られなかったことに伴い、650万円の減額でございます。

次に、第3目 道路新設改良費では、各事業において、入札執行の結果生じた工事請負費等の不用額及び、国の交付金の割り当てに伴い施工範囲が確定したことなどにより、目全体で2,948万9,000円の減額でございます。

飛びまして、98ページをお開きください。

第4項 都市計画費ですが、第2目 公園費では、都市公園緑地管理事業において、入札執行の結果生じた植栽等管理業務委託料の不用額など、238万円の減額、100ページの第3目 公共下水道費では、公共下水道整備費の事業費見込みに伴う財源更正により、公共下水道事業特別会計繰出金3,040万7,000円の減額でございます。102ページをお開きいただきたいと思います。

第5項 住宅費では、コーポラス熊野管理事業において、2号館屋上防水改修工事の入札執行の結果生じた不用額など、615万5,000円の減額でございます。104ページをお開きください。

第8款 消防費の第1項 消防費では、常備消防運営事務事業において、広島市消防事務委託料の見込みにより、1,040万円の減額で、災害予防及び応急対策事業において、防災行政無線デジタル化実施設計業務の入札執行の結果生じた不用額など、1,405万6,000円の減額でございます。108ページをお願いいたします。

第9款 教育費の第1項 教育総務費では、学校支援事業において、学校支援員等報酬など、493万8,000円の減額でございます。110ページの第2項 小学校費では、小学校施設維持管理事業において、新学期から設置予定の巡回型通級指導教室に必要な備品購入費69万円の増、小学校の施設維持管理に係る業務委託料の減により、58万1,000円の減額でございます。

次に、小学校大規模改造事業において、国の平成29年度補正予算で措置された学校施設環境改善交付金を活用し、熊野第一小学校東校舎大規模改造工事を実施するための経費として、1億1,500万円を増額しております。

なお、この経費につきましては、全額を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

116ページをお願いいたします。

小学校教育振興事業の第四小学校において、新規認定者の増に伴う扶助費など、97万5,000円の増額でございます。

118ページをお開きください。

第3項 中学校費では、中学校大規模改造事業において、国の平成29年度補正予算で措置された学校施設環境改善交付金を活用し、熊野東中学校普通教室棟大規模改造工

事・第 期を実施するための経費といたしまして、2億3,189万6,000円を増額しております。

なお、この経費につきましても、全額を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

122ページまでお願いいたします。

第4項 学校給食費では、学校給食事業において、中学校給食の喫食率の実績により、775万1,000円の減額でございます。

続きまして、124ページをお開きください。

第6項 社会教育費では町民会館施設管理事業において、改修後の空調設備の一部稼働に伴う光熱水費の不足に伴う増、空調改修工事及び駐車場整備工事の入札執行の結果生じた不用額などにより、5,125万円の減額でございます。

132ページまで、お進みいただきたいと思います。

第7項 保健体育費では社会保健施設管理事業において、町民グランド改修実施設計業務の入札執行の結果生じた不用額など、654万5,000円の減額でございます。

134ページをお開きください。

第12款 諸支出金の第1項 基金費では、筆の里づくり基金積立金として、1月末までのふるさと納税の受納金2,131万円を増額し、土地開発基金積立金として、平成30年度から事業着手する、筆の里工房周辺整備事業に係る用地先行取得のため、土地開発基金を積み増しする必要があることから、1億1,700万円を増額するものでございます。

以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、繰越明許費についての説明をさせていただきます。

6ページまで返っていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

第2表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定するものでございます。

第7款 土木費の町道藪太央線改良事業につきましては、年度内の執行が困難になった経費につきまして設定をしております。

次の、第9款 教育費の小学校大規模改造事業、中学校大規模改造事業につきましては、国の補正予算による交付金を財源として実施する事業に要する経費について設定をしております。

これらの合計 3 億 5 , 0 5 4 万 5 , 0 0 0 円を翌年度に繰り越すものでございます。

平成 2 9 年度熊野町一般会計補正予選（第 4 号）案についての説明は、以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

藤本議員。

~~~~~

1 1 番（藤本） 1 1 4 ページ、教育費 2 項、小学校費、その中でですね、ごめんなさい、ページ数がちょっと違ったかな。ごめんなさい、1 1 7 ページですね、失礼しました。この第四小学校のですね、扶助費がですね、1、2、3 はマイナスであるのに、ここだけ突出して 1 1 1 万ということになってるんですが、これは何で急にそうなんでしょう。急ではないかもわかりません。ちょっと教えてください。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） 第四小学校のいわゆる就学援助費、準要保護、要保護に対する援助費でございますが、第四小学校のほう、実はこれまでの実績を見てみますと、例年町内の小中学校における就学援助費のパーセンテージというのが、大体 1 4 % から 1 5 % という状況で推移しておりました。それが、第四小学校の場合におきましては、これまでおおむね 9 % から 1 0 % ぐらいという低い数値で推移してきておりました。それが今年度になりまして、当初 4 4 名という認定でございましたが、夏休み以降、認定が 2 8 名増加しております。こちらにつきましては、要因というものは、ちょっとはっきりしたものはございませんけれども、就学援助費というものがありますということは、随分 P R をしてきておりました。そうした中で、第四小学校のほうで、これまで低い数値を示していたものが、おおむね 1 4 % ぐらいになってきたという状況になっているということでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。山野議員。

12番（山野） ついでに、121ページなんですけれども、熊野中学校の光熱費、需用費なんですけれども、今年度すごく気温が低かったのに、この残の127万3,000円というのは、何か今までと違ったことがあったんでしょうかね。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 熊野中学校でございますが、実は今年度に入りまして、各学校に例年ではございますが、光熱水費等の節水とか節電とか、そういったものに努めてくださいということで話を毎年しておるところですが、熊野中学校につきましては、今年度、トイレの水、いわゆる水の流れる時間が調査したところ、昼夜が逆転していたという状況にございました。そういったものも含めまして、そういったトイレに流れる水の調整、そして、これまで実は熊野中学校の中で漏水が発生しておりました。そういった漏水が発生したもののについての工事をしたということで、今回大きな額ではございますが大幅減となっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 105ページの災害予防及び応急対策事業なんですけれども、防災行政無線デジタル化の実施設計業務、これですね、1,405万6,000円というのは、これ入札が安かったとは伺っておりますが、このようなことで信頼できるのでしょうか。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） 議員ご指摘のとおり、予算額1,000万余りを組んでおりましたが、17万2,800円という、とっても安価な額で落札をいただきまして、契約ということになりました。この際、余りにも安価な額、入札の提示でございましたので、契約の締結に当たりまして、当該業者から、例えば情報漏えいがないよう、あるいは、仕様書に書いてある事項を遵守するよう、そういったものを誓約書として授与いたしま

して、契約締結に至っております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。沖田議員。

5番（沖田） 125ページの町民会館施設管理事業なんですけど、これもですね、5、125万円ということなんですけど、駐車場を整備した後、そのほかのこともあるということだったんですけど、詳しい理由をお聞かせください。

議長（山吹） 藤川生涯学習課長。

生涯学習課長（藤川） 町民会館の、こちらの合計額のほうですね、燃料費のほうで、重油タンクを使っておりましてなくなっちゃったっていうのがございまして、それで、空調工事でそれを使用しなかったっていうことで、そこが1、132万円減になっておりますので、これが大きく響いているものと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 藤川生涯学習課長。

生涯学習課長（藤川） 失礼いたしました。ちょっと私、見ているところを間違えてしまいました。町民会館の駐車場と、済みません、空調の工事のほうでございました。失礼いたしました。そちらのほうの入札の執行残でございます。

議長（山吹） いいですか、沖田議員。山野議員。

12番（山野） もう一度、学校のほうで、109ページなんですけれども、学校支援員の、支援事業で、学校支援や、あるいはアドバイザーの報酬が2名分減というのは、予定の人数じゃないんでしょうか。どうですか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 学校支援につきましては、当初は町内小中学校6校ということで  
予算計上しておりました。そのうち、実は県費のほうで、4校につきまして県のほうで  
対応していただけるということになったというものでございます。家庭教育支援アドバ  
イザーのほうにつきましては、こちらにつきましては2名という予定でしておりました  
が、1名県費のほうで対応していただけるということになったという状況でございます。  
以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 県費で半分だからできたということなんですね。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 家庭教育支援アドバイザーのほうは、各中学校区に配置をしてお  
ります。熊野中学校と東中学校に1名ずつということでございますが、熊野中学校の方  
にはスクールソーシャルワーカーという形で県費で対応していただいております。  
以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。沖田議員。

5番（沖田） 済みません、先ほどのお答えをいただいてないと思うんですけども、  
よろしくをお願いします。

議長（山吹） 桐木財務課長。

財務課長（桐木） 先ほどの5,125万円のうち、4,836万8,000円は、空  
調改修工事の残と駐車場整備工事の入札残でございます。  
以上です。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 衛生費のほうですけど、83ページでございますけど、廃棄物中間処理と最終処分事業で1,203万円。これを教えていただきたいんですが。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） こちら、83ページのほうにもございますけども、一番大きなものにつきましては、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金、これ3か年で、長寿命化工事をやっておりました。その終結に向けて、金額が確定したことによる負担金の減、これが一番主なものになります。あと残りにつきましては、業務委託に対する入札の執行残ということで減額となっております。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） どうもまともなお答えがいただけないようなので、私、黙っとう思ったんですが、要するに、先ほどの空調とですね、舗装の工事の件ですね、これ執行残ということですよ、いう理解でいいんですよね。それで、この予算は何をもとに作られたのかをお伺いしたい、もともとの予算。なぜこのような執行残が出るのか、何をもとに算出をしたのかお教えてください。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 積算ですけれども、一応前年度に設計をいたしましたので、その設計の成果で予算を組んだわけでございますけれども、実際執行いたしますと、6月議会の契約の締結のときに、お答えしたように、やっぱり業者努力と、それとあと、見積りの多少の違い、掛率の違い。私どもの見積りの甘さも少しあったかもわかりませんが、そういった理由で入札残が出たんだと思います。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第23号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第25、議案第24号、平成29年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第24号、平成29年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ3億5,840万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億1,909万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税2,346万5,000円、国庫支出金1億1,708万2,000円、県支出金3,770万4,000円、共同事業交付金1億6,590万7,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費2億2,605万4,000円、共同事業拠出金1億1,817万円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第26、議案第25号、平成29年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第25号、平成29年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ4,922万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4,555万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、繰入金3,040万7,000円、町債1,980万円の減額、諸収入315万7,000円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、総務費3,293万8,000円、事業費1,629万1,000円の減額でございます。

また、第2条の地方債の補正では、下水道事業の限度額を2億2,400万円から2億420万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第27、議案第26号、平成29年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第26号、平成29年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ1,753万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,384万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1,392万3,000円、繰入金378万4,000円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金1,778万円の増額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第28、議案第27号、平成29年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第27号、平成29年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ647万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億1,923万8,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、支払基金交付金1,403万1,000円、県支出金825万4,000円、繰入金1,217万4,000円の減額、国庫支出金2,795万円の増額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費4,467万4,000円、地域支援事業費623万4,000円の減額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ313万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を911万4,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、サービス収入140万4,000円、繰入金173万円の減額などでございます。

歳出の内容は、事業費313万6,000円を減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第29、議案第28号、平成29年度熊野町上水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第28号、平成29年度熊野町上水道事業会計補正予算(第3号)案につきましては、収益的収入予定額を243万円減額し、総額を5億3,261万1,000円とし、収益的支出予定額を153万1,000円減額し、総額を4億9,014万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を560万円減額し、総額を1,785万4,000円とし、資本的支出予定額を200万円減額し、総額を7,581万7,000円とするものでございます。

収入の主な減額の内容といたしましては、水道使用料や給水分担金等の減収見込額でございまして、

支出の主な減額の内容でございますが、給配水事業等に係る工事請負費等の執行残額でございまして、

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) お諮りいたします。これより日程第30、議案第29号、平成30年度熊野町一般会計予算についてから、日程第35、議案第34号、平成30年度熊野町上水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、日程第30、議案第29号から、日程第35、議案第34号までを、一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第30、議案第29号から、日程第35、議案第34号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第29号から第34号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。  
平成30年度歳入歳出予算書をごらんください。

まず、議案第29号、平成30年度熊野町一般会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,221万6,000円とするものでございます。

2ページから歳入ですが、主な内容といたしまして、町税、2億3,612万7,000円、地方交付税、1億9,700万円、国庫支出金、1億3,849万7,

000円、県支出金、5億9,629万3,000円、繰入金、8億6,149万4,000円、町債、9億1,522万2,000円などがございます。

続きまして、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしましては、総務費は、12億7,220万8,000円で、町制施行100周年記念事業費として記念式典を始めとした諸行事の実施に要する経費のほか、筆の里工房事業として空調設備及び常設展示室の改修に要する経費などとなっており、全体の13.9%を占めております。

民生費は、36億4,659万1,000円で、住民基本台帳等事業として住民票等各種証明書のコンビニ交付導入に係る経費のほか、認定こども園へ移行予定の町内幼稚園の施設整備費補助に要する経費などとなっており、39.8%を占めております。

衛生費は、6億1,990万3,000円で、6.8%を占めております。

土木費は、9億1,162万2,000円で、筆の里工房周辺整備事業として筆の里工房と一体となった体験交流を中心とする観光交流拠点となる公園整備の推進に係る経費のほか、子育て世代“住むならくまの”応援事業として引き続き子育て世代の住宅取得に対する支援に係る経費などとなっており、9.9%を占めております。

消防費は、5億2,161万4,000円で、災害予防及び応急対策事業として防災行政無線デジタル化に係る経費などとなっており、5.7%を占めております。

教育費は、12億3,174万8,000円で、小・中学校大規模改造事業として、第一小学校東校舎、東中学校普通教室棟の大規模改造工事及び、小・中学校のエアコン設置実施設計に係る経費のほか、社会体育施設管理事業として町民グラウンド改修工事や、グラウンド・ゴルフコース実施設計に係る経費などとなっており、13.4%を占めております。

公債費は、6億3,660万円で、6.9%を占めております。

次に、7ページでは第2表で3件の継続費を、第3表では3件の債務負担行為を掲げております。

8ページでは、第4表で7件の地方債を定めております。

次に、議案第30号、平成30年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億1,670万7,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、国民健康保険税、4億8,920万8,000円、県支出金、21億3,614万6,000円、繰入金、1億8,244万2,000

0円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費、27億6,694万2,000円、保健事業費、2,532万1,000円でございます。

次に議案第31号、平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,662万6,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、使用料及び手数料、2億6,953万1,000円、国庫支出金、2,700万円、繰入金、3億3,462万2,000円、町債、1億8,350万円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、総務費、1億9,960万4,000円、事業費、1億1,773万6,000円、公債費、5億828万6,000円でございます。

次に、4ページでは第2表で地方債を提示させていただいております。

次に、議案第32号、平成30年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算(案)でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億9,274万4,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、後期高齢者医療保険料、3億2,068万3,000円、繰入金、3億7,030万4,000円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、6億8,930万6,000円でございます。

次に、議案第33号、平成30年度熊野町介護保険特別会計予算(案)ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億9,661万8,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ726万2,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4ページの歳入のうち、主な内容は、保険料、5億8,572万1,000円、支払基金交付金、5億4,361万4,000円、国庫支出金、3億7,988万1,000円、県支出金、3億182万9,000円、繰入金、2億8,400万1,000円でございます。

5ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費、19億5,407万円、地域支援事業費、1億34万5,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてでございますが、8ページの歳入として、サー

ビス収入、529万8,000円、繰入金、163万3,000円でございます。

9ページでございますが、歳出として、事業費、726万2,000円でございます。

次に、議案第34号、平成30年度熊野町上水道事業会計予算（案）ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入総額を5億3,044万円、収益的支出総額を4億9,766万1,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入総額を1,978万1,000円、資本的支出総額を8,118万6,000円とするものでございます。

以上が、一般会計及び4つの特別会計並びに上水道事業会計に係る平成30年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました、平成30年度熊野町一般会計予算、及び各特別会計予算、並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、平成30年度の熊野町一般会計予算、及び各特別会計予算、並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審議を付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 16時21分）

（再開 16時22分）

~~~~~  
議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に尺田議員を指名することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に尺田議員を指名することに決定いたしました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第36、選挙第1号、熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

この件につきましては、平成26年3月議会で議決しました現在の選挙管理委員と補充員の任期が平成30年3月29日で終了するために、改めて委員と補充員を今議会で選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、議長の氏名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の氏名推選で行うことに決まりました。

それでは、お手元に配付しています資料のとおり、選挙管理委員には、仁井本義治さん、石井喜代子さん、菅田博昭さん、林世紀雄さんを、補充員には、1位、吉川眞智子さん、2位に住岡宣博さん、3位に立花一郎さん、4位に中川健二さん、以上の方々を議長からの氏名推選といたします。

お諮りいたします。ただいま氏名しました方々を、熊野町選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま氏名したとおり、選挙管理委員には、仁井本義治さん、石井喜代子さん、菅田博昭さん、林世紀雄さんを、補充員には、1位、吉川眞智子さん、2位に住岡宣博さん、3位に立花一郎さん、4位に中川健二さん、以上の方々が当選をされました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

( 散会 1 6 時 2 5 分 )